

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書

平成18年8月3日

社会保険庁

社会保険庁では、国民年金保険料の免除及び猶予に係る今般の不適正な事務処理について、これまで、5月27日に緊急の全国社会保険事務局長会議を開催して調査した結果を、5月29日に第1次調査報告書として公表し、その後の社会保険事務局及び社会保険事務所からの追加の報告も含めて、6月13日に第2次調査報告書を公表した。

これまでの調査は、事務局長及び事務所長が行った調査をとりまとめたものであったが、6月9日から、本庁職員及び全国の地方社会保険監察官からなる調査チームを、全事務局に派遣し、申請書の全件調査及び不適正事案の詳細調査を行った。

そのうち全件調査の結果を7月6日に公表したところであるが、今般、詳細調査の結果及び本庁職員に関する調査の結果、並びに関連するその他の不適正な事務処理に関する調査の結果等について、第3次調査報告書としてとりまとめた。

目次

<u>I 免除等の不適正事案についての詳細調査等の結果</u>	ページ
1. 不適正事案の件数 ······	2
2. 不適正処理の詳細類型 ······	2
3. 事案発生の経過 ······	8
4. 発案と拡大のプロセス ······	10
5. 動機及び違法性の認識 ······	14
6. 不適正処理を行わなかつた事務局・事務所における認識 ······	15
7. 事務所、事務局及び本庁の対応	
A. 事務所における不適正処理の実行形態等 ······	16
B. 事務局の対応 ······	17
C. 本庁職員の対応 ······	18
8. 調査の経過及び調査過程における問題点 ······	25
9. 是正措置の状況 ······	36
<u>II その他の事案についての調査結果</u>	
1. 事案の概要及び件数 ······	37
2. 事案の内容の詳細 ······	39
3. その他 ······	42
<u>III 今般の事案発生の構造的背景と再発防止策</u>	
1. 今般の事案発生の構造的背景 ······	43
2. 再発防止策 ······	45
<u>IV むすび</u> ······	<u>51</u>
別添資料	

I 免除等の不適正事案についての詳細調査等の結果

1. 不適正事案の件数

先般の全件調査の結果、以下の不適正な事例が明らかとなっている。

		事務所数 (該当事務局数)	件数 (うち17年度分)
【不適正処理類型(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの 66事務所 (24事務局)	①本人に免除等承認の通知をしたもの	38事務所 (12事務局)	97,915件 (75,525件)
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	47事務所 (20事務局)	91,577件 (65,938件)
【不適正処理類型(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの 88事務所 (23事務局)	①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	58事務所 (17事務局)	21,707件 (14,098件)
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	48事務所 (16事務局)	11,388件 (8,684件)
合計		116事務所 (31事務局)	222,587件 (164,245件)

※「17年度分」は、平成17年7月～平成18年6月分保険料について平成17年7月～平成18年4月に入力処理を行った不適正な事務処理の件数であり、全体の件数は、これに平成17年4月～6月分保険料について平成17年4月～平成18年4月に入力処理を行ったものを加えたものである。

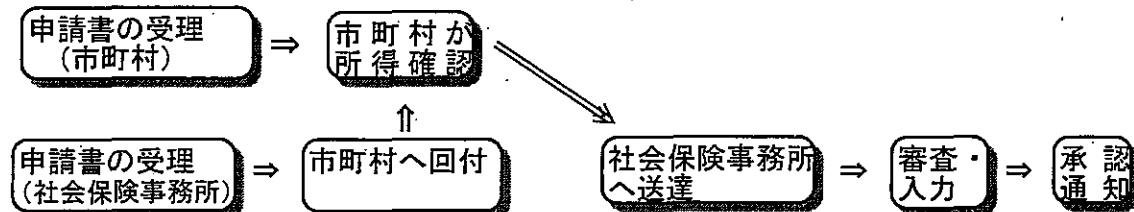
※同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある。

※免除等の制度及び事務処理の概要については、別添1参照。

2. 不適正処理の詳細類型

国民年金保険料の免除等の通常の事務処理では、市町村が申請書を受理し、税情報に基づく所得情報を記入した上で、社会保険事務所へ送達し、社会保険事務所で審査の上、入力し、承認通知を発送する。

また、社会保険事務所が申請書を直接受理した場合も、市町村に回付して、市町村による所得確認を受けてから、以後、同様の処理を行うこととなっている。



今般の不適正な事務処理は、このうち、社会保険事務所が、正規の申請書を受理せずに、その後の処理を進めたものであるが、各事務局・事務所で独自に考案した多様な手法があり、これを詳細に類型化して分類すると、以下のとおりである。

(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの

①本人に免除等承認の通知をしたもの

ア【事前確認文書型】

- ・社会保険事務所で免除等の手続を行うことと、申請を希望しない場合には連絡をいただきたいという趣旨の意思確認文書を事前に送付し、回答のなかつた被保険者に対して、申請意思ありと見なして、免除等の承認を行い、本人に通知する方式。
- ・この方式をとった事務所には、事前確認文書を送付することにより、本人の申請意思を確認できることから許容範囲ではないかとの考えで行ったところもあるが、このような事前文書を送っても、申請意思を確認したことにはならず、不適正な事務処理である。

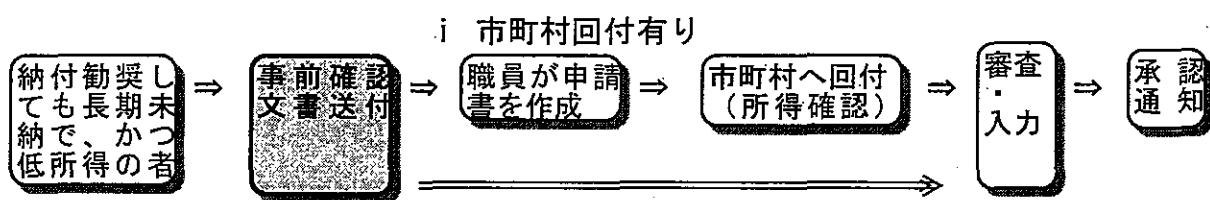
(事前確認文書の例)

『(前略)このまま国民年金保険料を納めないと、将来受け取る年金額が少なくなるばかりでなく、不慮の事故による障害年金、遺族年金が受給できなくなることもあります。

保険料免除が承認された期間については、将来受給できる年金額の3分の1が国庫負担分として保障されるなど、あなたにとって大きなメリットになりますので、当事務所において免除の手続を行いたいと考えております。

つきましては、当事務所で行う保険料免除手続を希望されない方は、平成17年〇月〇日までに、下記国民年金担当課へご連絡ください。

ご連絡がない場合は、国民年金保険料免除申請をご了解いただいたものとして手続を進めさせていただきます。(後略)』



ii 市町村に回付せず直接入力

i 通常の処理である市町村への回付をしたもの（19事務所）

- ・浜松東、浜松西、沼津、三島、掛川（静岡）、
津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢（三重）、
今里、天王寺〔大阪市内分〕、市岡、天満、淀川、堺西（大阪）、
松山東（愛媛）、長崎北（長崎）、鹿屋（鹿児島）

ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接に入力をしたもの（8事務所）

- ・中野、墨田（東京）、千葉、松戸、佐原（千葉）、
守口、八尾（大阪）、諫早（長崎）

※ i のうち、淀川では、事前確認文書の送付が、市町村回付の後。

浜松西、三島、掛川では、市町村回付の前に入力したものがあり、三島、天満、松山東では、事前確認文書の送付の前に入力したものがある。(これらの場合、適合しない場合は入力を取り消す)

※ ii のうち、八尾では、事前確認文書の送付が、審査入力の後。

イ 【事後案内文書型】

- ・本人の意思の確認ができないまま、免除等の承認を行い、「ご連絡をいただければ承認の取消しを行います」という趣旨を記載した案内文書を、承認通知書に同封して、本人に送付したもの。
- ・この方式は、本人の申請意思に反していれば取り消すという考え方で行われているが、本人の申請に基づくとした法律の規定に反する不適正な事務処理である。

(事後案内文書の例) (免除承認通知のハガキを同封)

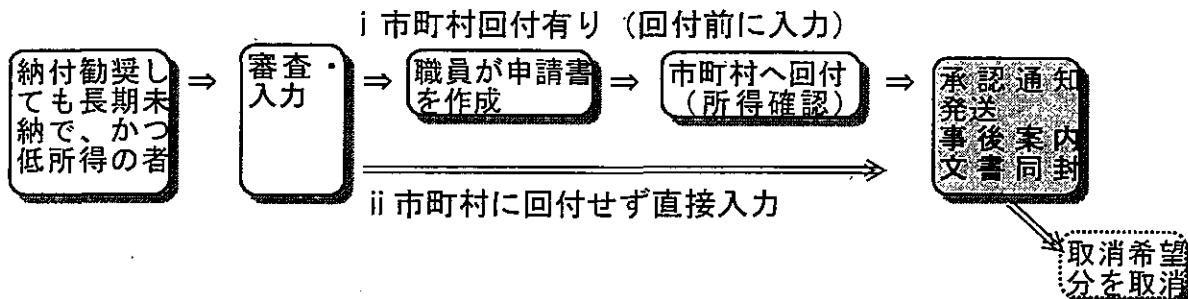
『 昨年、国民年金保険料免除・若年者納付猶予申請のご案内をしましたが、保険料の納付が無く、申請書のご提出もいただけませんでしたので、関係する機関へ国民年金保険料免除に該当する方かどうかの照会をしました。

照会した結果、あなた様は、同封ハガキのとおり国民年金保険料全額免除に該当することが確認できました。

つきましては、免除承認処理を進めさせていただきますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願ひします。

免除承認期間については、将来老齢基礎年金を受け取るために必要な25年の期間に含まれるばかりでなく、万一の病気やケガ、死亡などの時にも非常に有利な期間となります。

なお、全額免除の承認をご希望されない方は、お手数ですが下記の届書(国民年金保険料免除取消申請書)を管轄の社会保険事務所へご提出いただきますようお願いします。』



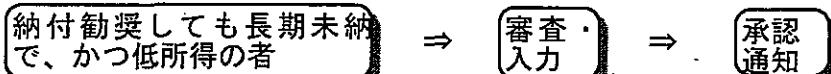
- i 通常の処理である市町村への回付をしたが、回付前に入力したもの (2事務所)
・ 大垣 (岐阜)、平野 (大阪)

- ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接に入力をしたもの (7事務所)
・ 上京、中京、下京、京都南 (京都)、
天王寺 [大阪市以外分]、貝塚、堺東 (大阪)

※天王寺は、承認通知発送後に入力。

ウ【単純型】

- 市町村からの所得情報に基づき、対象者を選定の上で、直接入力し、承認通知を発送したもの。



直接に入力をしたもの（1事務所）
・・・浦添（沖縄）

（注）このほか、誤入力により、本人の申請なしに承認したものがある。

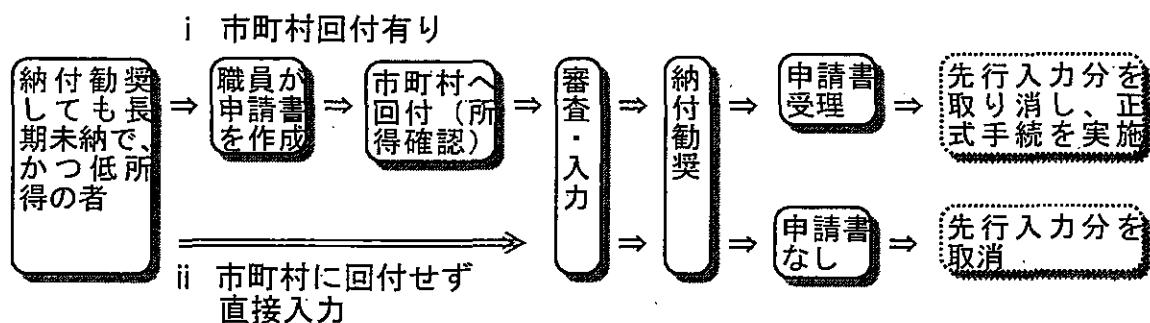
- 外国人のために、先に職員が申請書を作成し、当該申請書に本人のサイン等をしてもらってから、正規の処理として入力へ進む手順としていたところ、本人のサイン等を受けていないものの一部を、本人のサイン等を得たものと一緒に、誤って入力処理してしまい、承認通知を発送してしまったもの。

（1事務所）・・・浜田（島根）

②本人に免除等承認の通知をしていないもの

ア【先行入力型】

- 本人の意思確認ができないまま、先に免除等の入力処理をした上で、納付勧奨を行い、本人から申請書が提出された場合、いったん承認取消処理をしてから、正規の処理を行い、本人から申請書が提出されなかつた場合は、承認取消処理をしたもの。
- 納付率等の月次管理をする中で、先行入力をした上で、本人からの申請書が提出されなければ、後で取り消すことから、被保険者には迷惑をかけないと考えた行為であるが、不適正な事務処理である。



i 通常の処理である市町村への回付をしたもの（1事務所）
・・・青森（青森）

ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接に入力をしたもの（17事務所）
・・・苫小牧（北海道）、弘前（青森）、鷹巣（秋田）、石巻（宮城）、
前橋（群馬）、浦和、熊谷、大宮、春日部（埼玉）、幕張（千葉）、
竜王（山梨）、静岡（静岡）、奈良（奈良）、東大阪、八尾（大阪）、
尼崎（兵庫）、那覇（沖縄）

イ【事前確認文書型（承認通知なし）】

- ①アの事前確認文書型で作業を進めていたものの、不適正処理の認識その他の理由により、途中で承認通知をとりやめたもの。

(三重の4事務所は、承認期間が平成17年7月以降の分の承認通知書のみを送付し、平成17年4～6月分の承認通知書を送付しなかったもの。)



(11事務所)・・・静岡、沼津（静岡）、津、四日市、松阪、伊勢（三重）
大手前、堀江、福島、城東（大阪）、松山東（愛媛）

※沼津は、事前確認文書の送付前に入力。

ウ【入力後取消型】

- 本人の意思確認ができないまま、いったん免除等の入力処理をした後で、早期に、そのまま取り消したもの。

(京都は、いったん①イの方式で入力したもののうち、事務所で精査する段階で、通知送付が適切でないと判断したものを、事後に取消処理。)



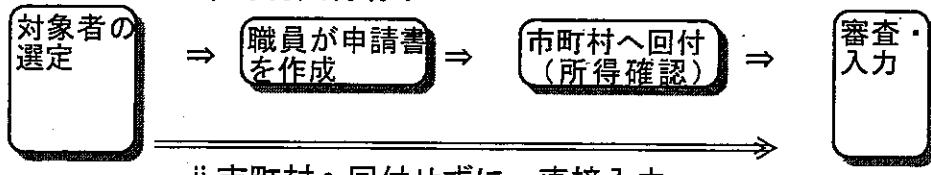
(9事務所)

・・・所沢（埼玉）、横浜西（神奈川）、島田（静岡）
上京、中京、下京、京都南、京都西（京都）、尼崎（兵庫）

エ【単純型】

- 本人の意思確認ができないまま、免除等の入力処理をし、承認通知は行わなかったもの。
- 主として、職員の独断で、目標達成が難しい、あるいは遠隔地で連絡がとりにくいなどの理由で、数件から数十件程度の小規模で行われた事例で生じている。

i 市町村回付有り



ii 市町村へ回付せずに、直接入力

i 通常の処理である市町村への回付をしたもの(1事務所)
・宇和島(愛媛)

ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接入力したもの(3事務所)
・水戸南(茨城)、松山西(愛媛)、諫早(長崎)

(注) このほか、誤入力により、本人の申請なしに承認したものがある。

・先に職員が申請書(及びOCR)を作成し、当該申請書に本人の押印をしてもらってから、正規の処理として入力へ進む手順としていたところ、本人の押印をしてもらっていないものの一部を、誤って入力処理してしまい、その一部について取消処理が遅れたもの。

(1事務所)・・新潟西(新潟)

(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの

- ・職員が申請書を代筆していること以外は、通常の業務の流れと同じ。
- ・自署又は記名押印を定めた国民年金法施行規則の手続に反する。
- ・この類型については、次の詳細類型がある。
 - ①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの
 - ②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの



① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの(58事務所)

・北見(北海道)、青森、弘前(青森)、高崎(群馬)、浦和、熊谷、川越、大宮(埼玉)、佐原(千葉)、日本橋、八王子(東京)、新潟西(新潟)、長野南、伊那、長野北(長野)、大垣(岐阜)、静岡、浜松東、浜松西、沼津、三島(静岡)、大曾根、鶴舞、笠寺、熱田、昭和、名古屋北、半田、刈谷(愛知)、下京、京都南(京都)、大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、天王寺、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺東、吹田、堺西(大阪)、松山西、今治、宇和島、松山東(愛媛)、佐賀(佐賀)、熊本西(熊本)、コザ、名護、石垣、浦添(沖縄)

② ①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの(48事務所)

・東北福島(福島)、水戸南、土浦、日立、下館、水戸北(茨城)、高崎(群馬)、浦和、川越、大宮(埼玉)、千葉、佐原、松戸(千葉)、新潟西、三条、柏崎(新潟)、岐阜南、美濃加茂(岐阜)、笠寺、熱田、昭和、名古屋北、半田、豊田(愛知)、大津、彦根、草津(滋賀)、天王寺(大阪)、尼崎、明石、豊岡、西宮(兵庫)、奈良(奈良)、松山西、今治、宇和島、松山東(愛媛)、高知東、幡多、南国、高知西(高知)、佐賀、武雄(佐賀)、熊本東、熊本西、八代、本渡、玉名(熊本)

3. 事案発生の経過

① 国民年金の保険料の収納対策の強化を図るため、平成16年10月に、国民年金の保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）を策定した。

このような中で、平成17年度分の免除手続が開始された平成17年7月には、いくつかの事務所で、「不適正処理類型（2）」が着手されている。

② また、平成16年の国民年金法改正が施行されて、平成16年10月には、各社会保険事務所において市町村から所得情報の提供を受けることが法律上可能となり、実際には、平成17年秋頃から、順次、実現している。

一方、平成16年度の現年度分の納付率が63.6%と対前年度0.2%アップにとどまったことから、平成17年9月には、本庁より各事務局・事務所に対し、平成17年度の行動計画の改定を指示し、11月には、11月～12月を「緊急対策月間」と位置付け、12月末までの事務所毎の改善目標の設定、週次の進捗管理や、全所体制での対策など、保険料収納対策の強化を指示した。

今般の不適正処理は、そのような時期の11月、12月に集中して発生しており、地道な努力に全力を尽くして実績を上げた事務所がある中で、不適正な方法をとった事務所が生じたものである。

③ 事務所別の不適正処理の開始時期を整理すると、以下のとおりである。

	【不適正処理類型（1） 申請意思を確認しないまま 承認】	【不適正処理類型（2） 電話等により申請意思を確認 し、職員が申請書を代筆して 承認】	備 考
17年 7月		5事務所 北見（北海道）、長野南（長野）、宇和島（愛媛）、熊本西（熊本）、コザ（沖縄）	○平成17年度分の 免除手続の開始
9月		3事務所 松山東、今治（愛媛）、石垣（沖縄）	○本庁より各事務局 ・事務所に対し、 17年度の行動計画 の改定を指示
10月	1事務所 宇和島（愛媛）	4事務所 長野北（長野）、大垣（岐阜）、 三島（静岡）、松山西（愛媛）	
11月	15事務所 鷹巣（秋田）、津、四日市、 松阪、尾鷲、伊勢（三重）、 今里、天王寺、貝塚、東大阪（大阪）、松山東（愛媛）、	33事務所 東北福島（福島）、土浦（茨城）、浦和（埼玉）、日本橋、 八王子（東京）、浜松東、沼津（静岡）、熱田、昭和（愛	○本庁が11月～12月を「緊急対策月間」と位置付け、 保険料収納対策の 強化を指示

	長崎北（長崎）、鹿屋（鹿児島）、那覇、浦添（沖縄）	知）、大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺西（大阪）、奈良（奈良）、高知東、幡多、南国、高知西（高知）、佐賀、武雄（佐賀）、熊本東、本渡（熊本）、浦添（沖縄）	○本庁より各事務局・事務所に対し、12月末までの改善目標の設定を指示。月次の進捗管理を週次単位に強化
12月	29事務所 弘前（青森）、石巻（宮城）、前橋（群馬）、浦和（埼玉）、千葉、佐原、松戸、幕張（千葉）、新潟西（新潟）、静岡、浜松東、浜松西、沼津、島田、三島、掛川（静岡）、上京、中京、下京、京都南、京都西（京都）、城東、八尾、平野、堺東（大阪）、尼崎（兵庫）、奈良（奈良）、松山西（愛媛）、諫早（長崎）	23事務所 高崎（群馬）、大宮（埼玉）、千葉、佐原、松戸（千葉）、新潟西（新潟）、浜松西（静岡）、大曾根、鶴舞、笠寺、名古屋北、半田、刈谷、豊田（愛知）、大津、彦根、草津（滋賀）、天王寺、堺東、吹田（大阪）、八代、玉名（熊本）、名護（沖縄）	
18年 1月	7事務所 熊谷、大宮、春日部、所沢（埼玉）、墨田（東京）、大垣（岐阜）、守口（大阪）	2事務所 下館（茨城）、美濃加茂（岐阜）	○本庁より各事務局・事務所に対し、17年度末の必達納付率の設定を指示
2月	3事務所 水戸南（茨城）、竜王（山梨）、市岡（大阪）	7事務所 水戸南、水戸北（茨城）、川越（埼玉）、伊那（長野）、岐阜南（岐阜）、京都南（京都）、尼崎（兵庫）	
3月	9事務所 苫小牧（北海道）、横浜西（神奈川）、大手前、堀江、天満、淀川、福島、堺西（大阪）、浜田（島根）	6事務所 弘前（青森）、三条、柏崎（新潟）、明石、豊岡、西宮（兵庫）	○本庁より各事務局に対し、京都事務局の事案を契機とした調査を行い、注意喚起
4月	2事務所 青森（青森）、中野（東京）	5事務所 青森（青森）、日立（茨城）、熊谷（埼玉）、静岡（静岡）、下京（京都）	

(注) 不適正処理類型(2)の処理については、上記の各事務所における実施開始時期以前に、被保険者からの依頼に職員が個々に応じることにより類似の処理が実施されていたとの報告がある。(今治、松山東（愛媛）及び武雄（佐賀）)

4. 発案と拡大のプロセス

(1) 事務所による独自の発案

不適正処理類型（1）の処理を行った事務所 66か所中 34か所が、不適正処理類型（2）の処理を行った事務所 88か所中 27か所が、当該事務所において独自に不適正処理を発案し、実行している。

(2) 事務局による独自の発案

次の 7 事務局においては、事務局が不適正処理の実施を発案し、管内事務所に対し実施を指示する等により、管内事務所（37か所）で行われるようになったと認められる。

① 不適正処理類型（1）の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
千葉	平成 17 年 11 月に事務局課長が千葉事務所を訪問した際、独自に整理した未申請者への対応手法の一つとして、不適正処理についての説明・提案が事務局より行われたことから、当該事務所において実施されることとなった。
三重	平成 17 年 11 月の臨時事務所長会議において、事務局からその発案による処理方法を提案し、実施方針を決定した。 以降、この決定に従って、管内の全 5 事務所において実施された。
京都	平成 17 年 12 月、事務局において、その発案により不適正処理の実行に着手した。 その後、事務局課長が各事務所長の了解を電話で取り付け、不適正処理のほとんどの過程を、事務局の共同事務センターにおいて実施した。

② 不適正処理類型（2）の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
青森	平成 18 年 2 月の事務局幹部・事務所長参加の会議において、事務局からの提案を受けて、電話確認により申請書を代筆してもよいと決定し、事務局長が事務所長に対して実施を指示した。 この結果、管内 4 事務所中 2 事務所において実施された。
千葉	平成 17 年 11 月に事務局課長が千葉事務所を訪問した際、独自に整理した未申請者への対応手法の一つとして、不適正処理についての説明・提案が事務局より行われたことから、当該事務所において実施されることとなった。

滋賀	事務局長が発案した処理方法を、平成17年11月の事務局幹部・事務所長参加の会議に提案し、実施方針を決定した。 その後、事務局が実施マニュアルを作成し、同年12月に事務所に送付した。 この結果、管内の全3事務所において実施された。
大阪	平成17年11月に、事務局の発案による不適正処理の実施方法を記載した事務局年金部年金調整課長名の文書を、各事務所長あてに発出したことから、管内21事務所中17事務所において実施された。
高知	平成17年11月の事務局幹部・事務所長参加の会議において、事務局からの提案を受けて、不適正処理の実施を決定するとともに、その場で事務局から各事務所長に対し指示がなされた。 この結果、管内の全4事務所において実施された。

(3) 取組例の伝播による不適正処理の拡大

次の事務局においては、事務所が不適正処理の先行例を参考にして実施し、又は事務局が先行事務所に倣った処理を他の事務所に指導・指示若しくは情報提供したことにより、不適正処理が拡大したと認められる。

①不適正処理類型（1）の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
埼玉	浦和事務所において、平成17年12月から不適正処理が行われた。 その後、特に納付率の向上を図る必要があると判断される事務所に対し同様の処理を行うよう埼玉事務局が指導した結果、管内7事務所中5事務所において実施された。
岐阜	大垣事務所において、平成17年12月、長崎における取組情報を得て、不適正処理に着手した。
静岡	浜松東事務所において、不適正処理の実施について、平成17年10月に事務局の了承を得て実施した。(他県の取組情報を得たとの報告もあったが、これに該当する取組は確認できなかった。) その後、事務局において他の事務所に対して同様の処理を行うよう指導した結果、管内9事務所中7事務所において実施された。
大阪	天王寺事務所において、平成17年11月中旬から、事務局の了承を得て、不適正処理が実施された。同時に、東大阪事務所においても、独自の不適正処理が開始された。また、今里事務所においては、同月下旬から、事務局の示唆を受けて、天王寺事務所や東大阪事務所とは異なる方法により不適正処理が実施された。同じく同月下旬に、貝塚事務所において、天王寺事務所に倣った処理が開始された。 以降、管内の12事務所において、これらの事務所の取組情報を各事務所から直接に若しくは事務局や他の事務所を通じて入手したり、又は独自に発案することにより、不適正処理が実施された結果、管内21事務所中16事務所において行われるに至った。

長 崎	<p>長崎北事務所において、他県の取組情報（具体的な事務局名は不明）を得たとして、平成17年11月から不適正処理を実施した。</p> <p>また、諫早事務所においては、同年10月中旬に長崎北事務所からその情報を聞き、その後事務局を通じて長崎北事務所における具体的方法の情報提供を受け、同年12月から実施した。</p>
-----	--

② 不適正処理類型（2）の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
茨 城	<p>土浦事務所において、平成17年11月末頃に、関西方面（具体的な事務局名は不明）で申請の電話受付を行っているとの情報を基に、不適正処理の実施を決定した。下館事務所においては、平成18年1月末に、独自に不適正処理の実施を決定している。</p> <p>同年2月には、事務局がこれら2事務所の報告を受けてこれを追認した。さらに、同月、水戸北事務所において、管内他事務所から情報を得て、不適正処理を実施した。その後、事務所参加の会議において、事務局が管内での取組を了承したことにより、最終的には管内全事務所において不適正処理が行われた。</p>
埼 玉	<p>大阪において電話確認による申請代行を行っているとの情報を基に、平成17年11月中旬以降、特に納付率の向上を図る必要があると判断される事務所に対し、埼玉事務局が不適正処理の実施を指示したことから、浦和事務所、熊谷事務所及び大宮事務所において実施された。</p> <p>また、川越事務所においては、浦和事務所が事務局の支援の下で申請書の代筆を行っているとの情報を得て、平成18年2月から不適正処理を実施した。</p>
新 潟	<p>三条事務所において、平成18年2月下旬に、独自に不適正処理の実施を決定した。</p> <p>柏崎事務所においては、同月、三条事務所の取組情報を得て、3月から不適正処理を実施した。</p>
岐 阜	<p>大垣事務所において、平成17年10月上旬から独自の判断で不適正処理を実施した。</p> <p>同月中旬以降、事務局がこの処理が許される範囲のものであるとの見解を示したことから、管内の他の2事務所でも行われた。</p>
静 岡	<p>三島事務所において、電話勧奨の応援に来た事務局幹部の被保険者本人からの依頼への対応を基に、平成17年10月から不適正処理を実施した。また、浜松東事務所においては、他県の取組情報（具体的な事務局名は不明）を得たとして、同年11月から不適正処理を実施した。</p> <p>このほか、浜松西事務所及び沼津事務所においては、先行事務所の取組情報を得て、静岡事務所においては、独自の発案により、不適正処理を実施した。</p>

愛 知	<p>熱田事務所において、平成17年11月上旬から、独自の発案による不適正処理を実施した。また、昭和事務所においては、愛媛において電話受付を行っているとの情報を基に、同月上旬から不適正処理を実施した。</p> <p>さらに、平成17年11月下旬に事務局職員による不適正処理を是認する発言があったこともあり、管内の他の7事務所において不適正処理が実施された。このうち豊田事務所にあっては、事務局のほか他事務所からも不適正処理の話を聞いている。</p>
京 都	<p>平成18年1月の事務局幹部・事務所長参加の会議において、近県（具体的な事務局名は不明）における取組情報が事務局側から話題に上げられたこと等があり、管内の2事務所において実施された。</p>
兵 庫	<p>平成18年1月末に、近畿各府県の取組情報等を基に、事務局が管内事務所に対して、不適正処理類型（2）の処理の実施方針を年金課長名の文書で示し、これを受けて3事務所において不適正処理が実施された。</p> <p>このほか、事務局が事務所の電話勧奨を応援したことから、明石事務所分の申請について不適正処理が行われた。</p>
愛 媛	<p>松山東事務所において、平成16年2月頃から、被保険者本人からの依頼に職員が個々に応じることにより、申請書を代筆していた。</p> <p>今治事務所においては、松山東事務所の取組情報を得て、宇和島事務所及び松山西事務所においては、事務局職員から手法の情報提供を受けて、順次不適正処理が実施された。</p>
佐 賀	<p>武雄事務所において、平成16年夏頃から、被保険者本人からの依頼に職員が個々に応じることにより、申請書を代筆していた。</p> <p>佐賀事務所においては、武雄事務所の取組情報を得て、平成17年11月から不適正処理が実施された。</p>
熊 本	<p>熊本西事務所において、平成17年7月から、独自に不適正処理を実施した。</p> <p>熊本西事務所の方針決定の場に出席していた事務局においては、その後、他県での取組情報（具体的な事務局名は不明）も得て、平成17年11月に各事務所に不適正処理の実施を指示した。この結果、管内全5事務所において不適正処理が実施された。このうち、熊本東事務所においては、事務所の電話勧奨の応援をした事務局職員が実施し、八代事務所においては、当該事務所においては実施しないとの方針に反して、事務所職員の判断で実施された。</p>

5. 動機及び違法性の認識

不適正処理に関わった事務所及び事務局における不適正処理を行った動機及び違法性の認識については、概ね以下のような状況であった。

(1) 不適正処理類型（1）の場合

① 動機

- 主なものを例示すると、以下のとおりである。
- ・納付率目標の達成が困難になっていた。
 - ・年金受給権の確保につながる。
 - ・申請書を取りきれると考えた。
 - ・先行入力を「仮登録」と呼んでおり、目標に対する発憤を促したかった。
 - ・目標に達していないことを事務局長に厳しく問われた。

② 違法性の認識

不適正処理の実施時においては、違法性の認識が希薄な傾向が見られた。実施時の認識として主なものを例示すると、以下のとおりである。

- ・事前送付文書により本人の意思確認を行うことで法的に問題ないと考えていた。
 - ・若年者納付猶予は国庫負担分もつかず、単なる時効延長であるから問題ないと考えた。
 - ・先行入力であり、申請書が提出されなければ取り消すから問題ないと考えた。
- また、事務所の中には、問題があると認識しながら事務局の指示に従ったとするものもあった。

(2) 不適正処理類型（2）の場合

① 動機

- 主なものを例示すると、以下のとおりである。
- ・納付率目標の達成が困難になっていた。
 - ・戸別訪問の面談率が低かった。
 - ・年金受給権の確保につながる。
 - ・被保険者の利便性を考慮した。
 - ・電話勧奨をした際に被保険者から代筆を依頼されることが多かった。
 - ・確実、効率的、効果的な方法であった。

② 違法性の認識

不適正処理の実施時においては、違法性の認識がない事務局・事務所がほとんどであった。実施時の認識として主なものを例示すると、以下のとおりである。

- ・本人の意思を確認しており、違法との認識がなかった。
- ・意思確認の事蹟の記録・保存により事実経過を補完できることから、容認される範囲であると考えた。

6. 不適正処理を行わなかった事務局・事務所における認識

不適正処理を行わなかった事務局（16か所）及び事務所（196か所）については、不適正処理が検討対象又は話題にならなかつたとする事務局が12か所、事務所が149か所であり、検討対象又は話題になつたが実施しなかつたとする事務局が4か所、事務所が47か所であった。

また、検討対象としなかつた理由及び検討対象又は話題にはなつたが実施しなかつた理由としては、以下のような回答があつた。

（1）違法又は不適正との認識等

- ・免除が有利である勧奨文や電話による確認での申請方法などが話題となつたが、免除は本人が申請するものであることから、法的根拠がないため実施することができないとの結論に至つた。（相馬）
- ・免除該当者でも納める者が多くあり、本人の意思を確認する必要があつた。（高山）
- ・法令遵守が職員全員の頭にあるので、戸別訪問の面談率をどう上げるか、職員をどう配置すれば効率的かを分析実行することが大切と考えた。所得情報を基に戸別訪問をやりきるよう指導した。（宇都宮西）
- ・目標達成のため、今年度初めて休日による戸別訪問を取り入れ、また夜間の戸別訪問を実施している中で、このような手法を行えば、職員は今後戸別訪問しなくなるとともに、全ての事業において努力しなくなる。（和歌山東）

（2）本庁又は事務局の指導

- ・会議の雑談の中で、一事務所より、納付猶予を職権で行ってはどうかとの話題は出た。本庁からの出席者が明確に否定した。（川崎）
- ・事務所内の会議に事務局からも参画しており、事務局職員から、職員行動規範にあるように法令遵守が言われているのだから、電話受付は絶対だめだと指導された。（大和高田）
- ・免除勧奨等の分母対策に全力で取り組むが、違法な行為は行わないよう、事務局長が事務局職員・事務所長に指示した。（福岡事務局）

（3）過去の事象を教訓とした

- ・平成11年に市町村において本人に無断で免除申請書を作成した事例があつたことが教訓となり、採用しなかつた。（栃木）
- ・平成13年に市町村収納指導員が本人に無断で免除申請を行つた事例があつたことから、検討の対象としなかつた。（都城）

（4）市町村との関係

- ・市との協力・連携を考えるとできない。市との信頼関係が損なわれると今後の業務に支障があると判断した。（東灘）
- ・各市町との打合せで、一部の市町担当者から不適切であるとの指摘等があつたこと、及びこれを実施した場合のリスクを考え、所長の判断で電話による免除等の申請を実施しなかつた。（加古川）

7. 事務所、事務局及び本庁の対応

▲. 事務所における不適正処理の実行形態等

(1) 実行の形態

不適正処理類型（1）又は（2）の処理を行った116事務所における不適正処理の実行形態は、以下のとおりである。

	不適正処理 類型（1） (66事務所)	不適正処理 類型（2） (88事務所)
ア. 事務所長、担当課長等の事務所幹部が、職員に実行を指示した事務所	55事務所	76事務所
イ. 事務所長、担当課長等の幹部職員が、職員に指示することなく、自ら実行した事務所	4事務所	7事務所
ウ. 幹部職員以外の担当職員が、幹部職員に判断を仰ぐことなく実行した事務所	1事務所	5事務所
エ. 事務局職員により、又は事務局職員の応援を得て実行された事務所	11事務所	25事務所

（注）重複して該当する事務所があり、分類ごとの該当事務所数の合計は、不適正処理を実施した事務所数と一致しない。

(2) 事務所長の対応

不適正処理類型（1）又は（2）の処理を行った116事務所における事務所長の対応の状況については、以下のとおりである。

	不適正処理 類型（1） (66事務所)	不適正処理 類型（2） (88事務所)
ア. 事務所長が、実施を主導（方針決定、指示、指導又は自ら実行）、了承、追認、默認又は事務局の指示の遂行をした事務所	59事務所	75事務所
イ. 事務所長が、実施の事実を知らなかつた事務所	7事務所	13事務所

B. 事務局の対応

(1) 事務局の対応

不適正処理類型（1）又は（2）の処理を行った事務所を管轄する31事務局における事務局の対応の状況については、以下のとおりである

（注）一の事務局について、事務所への対応の類型が事務所ごとに異なる場合には、事務局単位で、最も強い対応の状況に分類した。

	不適正処理類型（1） (24事務局)	不適正処理類型（2） (23事務局)
ア. 事務局が実施を主導（事務所に対し指示又は指導）したもの	7事務局 埼玉、千葉、静岡、三重、京都、大阪、長崎	10事務局 青森、埼玉、千葉、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、高知、熊本
イ. 事務所が実施を主導し、事務局がこれを了承、追認又は黙認したもの	2事務局 新潟、岐阜	5事務局 茨城、岐阜、静岡、愛媛、佐賀
ウ. 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかつたもの	15事務局 北海道、青森、宮城、秋田、茨城、群馬、東京、神奈川、山梨、兵庫、奈良、島根、愛媛、鹿児島、沖縄	8事務局 北海道、福島、群馬、東京、新潟、長野、奈良、沖縄

(2) 事務局長の対応

上記のア又はイの事務局における事務局長の対応の状況については、以下のとおりである。

	不適正処理類型（1） (9事務局)	不適正処理類型（2） (15事務局)
ア. 事務局長が、実施を主導（方針決定、指示又は指導）、了承、追認、又は黙認したもの	4事務局 埼玉、静岡、三重、長崎	8事務局 青森、茨城、埼玉、岐阜、静岡、滋賀、高知、熊本
イ. 事務局長が、実施の事実を知らなかつたもの	5事務局 千葉、新潟、岐阜、京都、大阪	7事務局 千葉、愛知、京都、大阪、兵庫、愛媛、佐賀

C. 本庁職員の対応

(1) 本庁職員に係る調査の実施

国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理について、本庁の全職員（平成17年度に本庁、社会保険業務センター及び社会保険大学校に在籍していた職員）に対して、①社会保険事務局・事務所から問い合わせを受けて、了承した事実はないか、②了承していないくとも不適正処理が実施されている事実を知っており結果として黙認していたという事実はないか等について、6月19日(月)までに、記名押印及び封入封緘して文書の提出を求めた。

また、社会保険事務局長及び事務所長からの報告書や、地方の全職員に提出させた申告書のうち、本庁職員に照会した等の記述があるものを抽出して、本庁職員の申告との突合を行いながら、必要に応じて、再度の文書調査や、本庁幹部職員による面接調査を行い、その結果明らかになったことについて、改めて関係する職員に文書で確認を求めた。

(2) 調査の結果明らかとなった事実

本庁の職員との関わりについて、事務局・事務所の職員から報告があったものについて、事実関係を調査したところ、以下のとおりであった。

①三重事務局に係る事実

三重事務局では、「当事務所で免除の準備を進めさせていただきますが、免除申請の意思がない場合は、〇月〇日までにご連絡下さい。」という趣旨の事前確認文書を送付することにより、申請意思の確認をせずに免除承認を行う方式の実施について、平成17年10月28日(金)には事務局長の了解を得て、11月11日(金)の所長会議で決定し、11月15日(火)から21日(月)までに、管内の5事務所全てにおいて、事前確認文書の送付を開始している。

また、三重事務局では、12月13日(火)に、県内の各市の国民年金担当の課長の会議である「三重県都市国民年金主管課長事務研究会」において、上記の三重事務局の方式について協力要請している。

そのような中で、12月15日(木)頃に、三重事務局の上記の方法の合法性に疑問を持った四日市市の職員が、本庁に電話で照会した。電話を受けた本庁の国民年金事業室の職員（以下「本庁職員B」という。）は、「事務局に確認する」旨を答え、国民年金事業室の三重事務局に対する指導を担当していた職員（以下「本庁職員A」という。）にその内容を伝えた。

本庁職員Aは、同日、三重事務局の年金課の職員（以下「三重事務局職員A」という。）に事実関係を照会するために電話をしたが、不在であったため、別の職員（以

下「三重事務局職員B」という。)が「事実関係を確認する」と答えた。三重事務局職員Bはそのことを四日市社会保険事務所の課長に連絡し、同事務所の所長及び課長が19日(月)に四日市市を訪問したところ、四日市市の職員から、三重事務局の方式は違法であり協力できない旨の話を受けた。

19日(月)に、本庁職員Aは三重事務局職員Aに電話し、四日市市の職員からの電話にあったような不適正処理の事実があるのかどうか、改めて事実関係を照会した。本庁職員Aによれば、三重事務局職員Aからは、「度重なる勧奨でも免除申請書の提出のない者に文書を送付して意思を確認し、本人から申請書の提出がない者についても市町村に回付し所得の証明をもらい承認処理をすることについて、三重県都市国民年金主管課長事務研究会で協力要請をした。この取扱いについて、弁護士にも相談し、このやり方で本人の申請意思を確認したことになる旨の回答を得た。」旨の話があり、本庁職員Aは三重事務局職員Aに対し、「不適切な免除処理は認められない。」旨を指導したとしている。

一方、三重事務局職員Aは、本庁職員Aから「この内容であれば、一応、本人の確認が取れないと見ていいのではないですか。」「このことについては聞かなかつたことにします。」との話があったとしている。

これについて本庁職員Aは、「三重事務局職員Aから、『弁護士にも相談し、このやり方で本人の申請意思を確認したことになる旨の回答を得た』との話があったときに、『これで意思確認をしたことになるんですね。』と弁護士の回答に対する感想を言ったような記憶があるが、これにより、今回の不適正処理を黙認した、認めたとは全く思っていない。」「聞かなかつたことにしては言っていない」としている。

(注) 現在の三重事務局長(平成18年5月26日(金)就任)からは、三重事務局は、これまで弁護士と相談したとしてきたが、実際は、健康保険の第三者行為求償事務等について相談をしている顧問弁護士に、三重事務局の職員が電話で簡単に話した程度のものであり、相談したと言えるようなものではなかった、との報告があった。

20日(火)には、三重事務局職員A等が、四日市市を訪問し、三重事務局の方式について、四日市市に協力を要請したが、四日市市の同意は得られなかつた。

同日、本庁職員Aは、三重事務局職員Aから「今回の取扱いはやめる」との回答を得たため、「事務局として不適正な免除処理をしないと約束したことで、当然、管内の全事務所で実施しないと判断」し、「解決済みと考えていた」としている。一方、三重事務局職員Aは、「四日市市の理解が得られなかつたので、四日市市は止めると言つた」としている。

本庁職員Bは、20日(火)の「今回の取扱いはやめる。事務局として不適正な免除処理をしない。」との三重事務局に対する指導結果を、四日市市の職員に伝えるため、21日(水)に電話したが、四日市市の当該職員が休暇中であったため電話連絡は休み明けの26日(月)となつた。

その間、22日(木)に、三重事務局長、事務局課長等が、四日市市を訪問したが、四日市市の同意は得られず、その際、事務局側から、四日市市に対し、協力してもらえる各市には波及しないよう配慮をお願いした、としている。

26日(月)には、四日市市の職員は、本庁職員Bとの電話で、「三重事務局では、四日市市以外の区域については、不適正な処理を行うこととしている。やめさせるべきではないか。」との旨を伝えたとしている。本庁職員Bは、「四日市市の職員に対し、事務局への確認、指導の内容を伝えるため電話をしたものであり、『他は大丈夫ですね。』といった質問もあったと思うが、四日市市の職員には、『三重事務局には確認し指導しており、三重事務局では不適正な事務処理はしないとしている』旨を伝えた。」としている。

冒頭のとおり、三重事務局では、10月には事務局年金課で検討を進め、本庁職員とのやりとりがあった12月19日(月)より前の11月に、既に方針を決定し、実施に着手している。

一方、本庁においては、四日市市職員から不適正処理の通報があったにもかかわらず、本庁職員Aが、事務局職員からの「今回の取扱いはやめる」との回答から、「三重事務局管内では一切行わない」という趣旨であると受けとったことにより、徹底した調査を行うに至らず、三重事務局の不適正処理を中止させることができなかつた。

また、本庁職員A及び本庁職員Bは、これらの情報を、国民年金事業室の上司に報告せず、京都の事案が明らかになった後等においても、こうした経緯があったことを上司に報告しなかつた。

②埼玉事務局に関する事実

<京都事務局の方式の文書案を作成して本庁から不可とされた経緯>

埼玉事務局では、平成17年12月から、浦和事務所において、独自に京都と異なる先行入力型による不適正処理を開始していたが、一方、平成18年1月13日(金)に、前職が埼玉事務局の幹部職員であった社会保険業務センターの課長が、知り合いである京都事務局の課長から聞いたことを契機に入手した京都事務局の独自の勧奨文書と承認時の事後案内文書を、埼玉事務局管内の浦和社会保険事務所にファックスで情報提供した。この文書は、同日、開催されていた事務局の対策会議に出席していた浦和事務所所長にファックスされ、会議で意見交換されている。

なお、業務センターの課長は、京都事務局の独自の勧奨文書が効果的であったと聞いて、埼玉事務局での取組の参考になればと考えて送ったものであるが、京都事務局の事後案内文書が不適正な事務処理を前提としたものであることには気づかなかつたとしている。

浦和社会保険事務所からその情報を得た埼玉事務局では、これを真似た文書案を作成し、1月17日(火)に、本庁年金保険課の埼玉事務局に対する指導を担当していた課長補佐(以下「本庁課長補佐」という。)に電子メールで送り、可否の判断を求めた。

本庁課長補佐は、当該文書案を国民年金事業室の職員7名に電子メールで送付し、意見を求めた。その後、同室の室長補佐(以下「本庁室長補佐」という。)から違法である旨の回答を得たため、同17日、その旨を埼玉事務局に連絡し、これを受けた埼玉事務局ではこの方式は行わないこととした。

なお、本庁課長補佐は、当該電子メールで、「埼玉事務局において、京都事務局の手法を模して別添にて勧奨を実施することとしております。別添についてご意見等がありましたらお聞かせください。」としているが、電子メールを受け取った国民年金事業室の職員は、誰も、京都事務局の手法を模してと記されていたことを認識するに至らず、この時点で京都事務局について調べた者はいなかった。

また、本庁室長補佐が上記の回答を周知するため国民年金事業室職員に宛てた電子メールでは、「「納め忘れ編」は異論ありません。「職権免除」編ははっきり言って、脱法(違法)行為だと思います。この手法は、全国でささやかれているところですが、あくまでも本人の意思を確認することを建前として法律構成されており、所得が低いことイコール負担能力がない訳ではないことはご存じの通り。現在、法律改正でこれが可能にならないかの検討はされていますが、本人が開封、確認したことが行政サイドで確認できない以上、本人の意志とするのは難しいのではないでしょうか。」としており、このうち、「全国でささやかれているところですが」については、本庁室長補佐は、平成17年10月に沖縄事務局で類似の案が考えられていたが、長官から実施してはならない旨を指導した経緯等を念頭に記載したものとしている。

〈埼玉事務局における不適正処理の実施及びその本庁への報告の経緯〉

一方、埼玉事務局管内では、既に浦和事務所において平成17年12月26日(月)から、京都と異なる先行入力型の不適正処理を行っており、埼玉事務局は、「埼玉における先行入力は職権処理ではなく、若年者納付猶予は単なる時効延長であるから大丈夫である」と判断し、1月下旬には、各事務所にも浦和事務所と同様の方法を行うよう事務局が指示したことにより、熊谷(1月23日(月)~)、春日部(1月24日(火)~)、大宮(1月27日(金)~)、所沢(1月30日(月)~)で、不適正処理が行われた。(所沢では2月1日(水)から7日(火)の間に、全てを取り消している。浦和では申請書の提出がなかったもの全てを3月6日(月)から8日(水)にかけて取り消している。)

本庁の3月13日(月)の調査に対する埼玉事務局長の報告では、所沢事務所において納付猶予の先行入力があったが取消処理をした事案について、「申請書はあるものの、市町役場に所得確認のために回付する前に勘違いして入力した事務処理誤り」として報告がされている。

しかしながら、その後、この事案は、6月の埼玉事務局及び所沢事務所から本庁への報告により、埼玉事務局の課長の指示で行った先行入力の不適正処理の事案であることが明らかとなっており、また、3月13日(月)の報告は、埼玉事務局長が事務局課長と話し、事務処理誤りとして報告をしたものと判明している。

また、埼玉事務局長及び事務局課長は、3月24日(金)に、国民年金事業室長及び同室長補佐に対して、「浦和事務所において、事務所次長が独自に判断して相当量の入力を行い、事務処理誤りとして取消処理が行われた。」旨の報告をしている。(なお、同室長は、7月下旬までこの報告を受けたことを思い出せないでいた。)

この事案は、本庁の5月18日(木)の調査でも事務処理誤りとして報告されている。5月28日(日)に本庁ヒアリングの説明資料として埼玉事務局が作成した資料に、「浦和事務所で不適切な先行入力が行われた旨を、3月22日(正しくは24日)に事務局が本庁に報告した」旨の記述があったが、これを埼玉事務局が国民年金事業室にファックスしたところ、国民年金事業室長は3月にそのような報告を受けた記憶がないことを埼玉事務局長に電話で伝えたことから、埼玉事務局長はその記述を削除したが、結局、その資料は同日の本庁ヒアリングでは使用されなかつたという経緯がある。

その後、6月9日(金)の浦和事務所長からの報告で、浦和事務所の事案は、事実は、埼玉事務局長の了解の下に事務所長が指示して行われたものであることが明らかとなつた。

③岐阜事務局に関する事実

岐阜事務局では、大垣事務所の課長が、独自に長崎の方法の情報を入手しており、本人の申請意思の確認なしに免除を行うことについて、平成17年12月下旬には、大垣事務所長の了承を得ていた。

その後、本庁の国民年金事業室の岐阜事務局に対する指導を担当していた職員（以下「本庁職員C」という。）が、平成18年1月17日(火)に、上記②の埼玉事務局が作成した案についての本庁課長補佐から国民年金事業室職員に宛てた意見照会の電子メールを、本庁室長補佐からこの方法は違法である旨の電子メールを受け取る前に、岐阜事務局の年金課の職員（「岐阜事務局職員A」「岐阜事務局職員B」ほか1名）に、意見照会のために転送した。

本庁職員Cは、岐阜事務局への電子メール送信の後に、本庁室長補佐からの電子メールなどにより、違法であるとの国民年金事業室での見解が明らかとなつたことから、電子メールを送った翌日に、このような処理は法律違反であるから行わないようにと岐阜事務局職員Bに電話連絡したとしている。一方、岐阜事務局職員Bは、電話連絡は受けたが、時期は記憶していないとしており、「1月30日の対策本部会議の議題を同月26日に事務局長と打ち合わせた際には、当日の議題に職権免除に関するものを入れようという動きがあったので、それ以降に連絡があったとすることが自然であると思い、調査書には電話連絡の時期は2月初旬頃ではないかと推測を交え記載した」としている。

上記の意見照会の電子メールを受け取った岐阜事務局職員Bが、同日、これを管内の事務所に「意見が欲しいとのことです」として転送した。

大垣事務所の課長は、これも参考にしつつ、文書案（埼玉事務局が作成した文書案とは体裁及び内容が異なる）を作成し、1月20日(金)頃には岐阜事務局の課長までの了解を得た。

その後、この方式を1月30日(月)に開催した事務局の対策本部会議の議題とすることについては、岐阜事務局の局長が認めなかつたことから、事務局の年金課では、その日の午前の会議（本庁からの出席なし）では、今後の検討課題と位置づけて紹介するにとどめたが、大垣事務所に対して、明確な中止の指示をしなかつた。

いずれにしても、大垣事務所では、それ以前に、既に12月下旬には事務所長まで不適正処理を行う意思決定をし、12月末には職員が意思確認をせずに申請書を作成し、1月10日(火)には市町長あてに送付し、20日(金)に入力処理、27日(金)に承認通知の発送をしていた。

なお、岐阜事務局職員Aは、「12月に本庁職員Cから他県の送りつけ免除の様式を提示され、各所に参考までに流した記憶あり。」としているが、本庁職員Cは、そのような事実は無いとしており、岐阜事務局職員Aも、その後の追加調査に対して、「本庁職員Cが12月20日の対策本部会議に岐阜に来られた休憩時に、岐阜事務局職員Bにペーパーが渡され、そのペーパーが京都事務局の職権免除のひな形と思っていた。しかしながら、岐阜事務局職員Bは、渡された記憶はないと言っているし、各所の課長も見たような記憶はあるが、現物は無いと言っている。」と述べていることから、事実と認めることはできなかつた。

④その他

平成17年10月7日(金)に沖縄で開催された沖縄事務局の国民年金収納対策本部の会議で、沖縄事務局の課長から、平成17年度の下半期の収納対策の一つとして、「免除等申請書を送付し、期限までに申し出の無い場合には、免除承認処理を行う方法」を説明したが、同席していた社会保険庁長官は、申請免除方式から逸脱しており、認められないことを明言している。また、帰庁後に長官から指示を受けた国民年金事業室の室長補佐は、沖縄事務局に対して、そのような事務処理方法は法律に反するから行わないようにと指導している。

また、滋賀事務局の局長から、「平成17年11月17日の近畿ブロック事務局長会議の終了間際に、出席していた本庁課長に対し、電話での意思確認による免除手続の構想があると話した」旨の報告があつたが、その本庁課長も、同席した他の事務局の局長にもそのような話があつたとの記憶が無く、滋賀事務局の局長は、趣旨が伝わる説明をしたものではないと認められる。

このほか、長崎事務局から、「平成17年12月から平成18年1月までの国民年金事業室への報告書の中で、文書による意思確認対応分を掲載して報告し、併せて、この件を含めた分母対策全般について国民年金事業室の職員に電話で説明した」旨の報告があったが、国民年金事業室へ報告していた文書とは、月末時点における納付対象月数の見込を算出した表であり、不適正な事務処理の具体的な内容は記述されておらず、また、本庁に電話で説明をした長崎事務局の職員も、不適正な事務処理の説明はしていないとしていることから、長崎事務局の報告書の記述は正確性を欠いており、本庁に不適正な事務処理方法について報告していたとは認められない。なお、長崎事務局は、それ以前の11月10日(月)の所長会議で実施を決め、11月末には入力を開始し、12月には承認通知を発送していた。

(3) 本庁職員の対応の問題点

上記の事案においては、本庁職員が不正な事務処理について、社会保険事務局・事務所から問い合わせを受けて了承したという事実や、了承していないくても不適正処理が実施されている事実を知っており結果として黙認したという事実は認められず、また、いずれも、本庁職員との関わりが生じる前に、該当の事務局・事務所において、既に不適正処理の意思決定をして着手していたものであったと認められるものの、本庁職員の対応には、次のような問題点があった。

- ① 三重事務局関係の事案では、事務局の不適正な処理について自治体から本庁へ通報があったにもかかわらず、国民年金事業室の担当職員が、三重事務局に対して事情を文書で報告させる等の慎重な対応をせず、電話によるやりとりで済ませたことで、双方の間で誤解を生じさせたこと、また、こうした情報に接した国民年金事業室の職員が、この情報を上司に報告しなかったこと、その結果、これを生かして事務局に対して指導を徹底し、不適正な処理を中止させることができなかつたこと、さらに、京都の不適正処理が明らかになった時点等においても、三重事務局関係の経緯が上司に報告されなかつたこと、
- ② 埼玉事務局関係の事案では、社会保険業務センターの課長が京都事務局から入手した文書の法的な問題点に気づかずに不用意に埼玉事務局へ情報提供したこと、埼玉事務局が京都事務局の方式を模して文案を作成したとの情報があつたにもかかわらずこの情報を見過ごし、この時点で京都事務局に対する徹底調査をしなかつたこと、また、埼玉事務局に対して作成の経緯を問い合わせなかつたこと、
- ③ 岐阜事務局関係の事案では、国民年金事業室の職員が、本庁内部での意見照会メールを安易に事務局に転送し、事務局側に埼玉事務局が京都事務局の真似をして始めたとの誤解を生じさせたこと

こうした本庁の対応は、地方での不適正な事務処理について本庁が早期に把握できる可能性のあった端緒情報が、本庁の担当者レベルでとどまるなど幹部職員への報告や他の職員との共有が十分されていなかったため、その結果、的確な判断を下して未然防止や拡大防止を図ることができなかつたものとして反省される。今般の事案を踏まえて、改めて本庁のガバナンス体制の強化を図るとともに、組織内の日常的な業務遂行ルールを明確化し、徹底することとする。

8. 調査の経過及び調査過程における問題点

平成18年2月の事案の発覚から今回の報告書まで5か月を要し、その間、事案の規模は、当初の想定を超えて、調査の度に拡大してきたが、その経緯及び初期の段階の調査が十分ではなかった点は、以下のとおりである。

(1) 京都の事案を契機とした調査等

① 平成18年2月10日(金)、社会保険庁本庁の統計リストにおいて、免除の取消数値が急激に増加するという異常値が見られたことを端緒として、本庁から現地調査を行い、京都社会保険事務局管内の社会保険事務所において、被保険者からの申請がないままで免除等の手続を行っている事案が判明した。

なお、これに先だって、1月29日(日)に、本庁に「京都では、申請していないのに免除承認通知書が送られてきた。」旨の匿名のメールがあり、サービス推進課の課長補佐が京都事務局長に事実関係の確認を求めたところ、1月31日(火)にそのような事実はないとの回答があった。

② この京都の事案の判明を受けて、3月13日(月)、本庁の国民年金事業室長から、全社会保険事務局長に対し、メールによる照会を行い、当日の午前中の期限で結果の回答を求めた。

※メールによる照会の内容

「 最近、ある社会保険事務局において、市町村からの所得情報に基づき免除基準に該当すると判断された被保険者について、当該被保険者からの申請を待たずに免除処理を行い、免除承認通知書を送付したといった事例がありました。年金受給権確保等の観点からの処理であったとしても、このような事務処理は法令の予定している事務処理手順からみれば不適切なものと言わざるをえません。他の社会保険事務局・事務所においては、法令の定めに従い、適切な事務処理を行っていただいているものと承知しておりますが、この機会にあらためて貴局管下の事務所の状況を確認していただくとともに、適切な事務処理の遂行につき、御徹底いただくようお願ひいたします。なお、ご確認いただいた結果については、本日午前中に小職宛メールでご返信下さい。」

なお、国民年金事業室長は、メールによる調査をするに先立って、3月10日(金)の午後に、各ブロックの事務局長に対し、京都事務局において本人からの申請書なしに免除承認の処理を行い承認通知書を送付した事例があり、近く公表すること、また、13日(月)にも全国にメールで調査すること、ブロック内の事務局長に対し状況の確認等を徹底することを、電話で連絡している。

- ③ その結果、京都事務局と同様の事例は無いとの報告であったが、福島、千葉、静岡、長崎、熊本及び鹿児島の6社会保険事務局から、被保険者から申請書の提出はないが、電話等により申請者の意思を確認して手続を行っている事例がある旨の報告があつたことから、国民年金事業室においては、これらの社会保険事務局に対し、早急に申請書を受領するよう指示した。

このほか、埼玉及び新潟の事務局から、処理誤りで入力等をした例の報告があつた。

- ④ この調査は、京都事務局の事案を3月14日(火)に公表するに当たって、念のため全事務局に照会したものであるため、短時間での調査であり、照会を受けた事務局長や、事務局長から照会を受けた事務所長等が、不適正な処理が行われていることを承知していないことにより、該当なしと回答したもののが多かった。

また、「申請を待たずに免除処理を行って承認通知書を送付した。」という調査の文言をとらえて、

- ・電話による代筆を、申請ありと理解していた
- ・先行入力型など、承認通知書を出さない事務処理をしていた
- ・事前の意思確認の文書を送付した方式であり、京都と異なると考えたなどを理由に、該当なしと回答した事務局・事務所も多くあった。

- ⑤ 3月15日(水)から16日(木)にかけて、国民年金事業室長は、上記の6事務局の局長又は次長から、電話又は訪問により、事案の内容の説明を受けている。

各事務局長からは、申請の意思確認はとってあり、事蹟も残っている等の説明があったことから、国民年金事業室長は、申請書がないまま処理するのは違法であることを伝え、早急に申請書を受領するよう指示したところ、3月中には取りきるとの確約を得た。その後、長崎及び熊本については、若干取り残しがあるものの、他は全て受領できた、との報告であったので、3月30日(木)にその結果とともに年金保険課長へ報告したとしている。

(2) 大阪の事案を契機とした調査等

- ① 4月21日(金)、大阪社会保険事務局長は、免除等の不適切な処理が行われている旨の投書を受領したため、不適正な事務処理がないよう指示した。

5月15日(月)、大阪社会保険事務局において、報道機関からの取材申込みを受けた。これを契機に、同事務局長が調査し、若年者納付猶予について、京都と同様な事例があることが判明した。その後、5月17日(水)に大阪社会保険事務局より、本庁に対し、この旨の報告があった。
- ② このため、翌18日(木)、国民年金事業室において、全社会保険事務局長に対し、再度、適切な事務処理がなされているかメール及び電話により照会した。

この結果、東京事務局から、4月に中野社会保険事務所が京都と同様な不適正処理を行ったとの報告があり、また、長崎事務局から、3月に報告した事案について、未だに本人からの申請書の受領ができていないものが多数ある旨の報告があり、その結果、京都と同様の事例に該当することが明らかとなった。

このほか、埼玉事務局から、浦和社会保険事務所で先行入力して取消処理をしたものがあり、事務処理誤りとして整理しているとの報告があった。
- ③ 5月18日(木)の各事務局長への照会は、メールによる照会とともに、電話により徹底したが、メールによる照会の「先般、京都社会保険事務局において、市町村からの所得情報に基づき免除基準に該当すると判断された被保険者について、当該被保険者からの申請を待たずに免除処理を行い、免除承認通知書を送付したといった事例があった。(略) 今回新たに大阪社会保険事務局において、若年者納付猶予の承認手続きの事務処理に当たり類似の事象が判明しました。」との文言をとらえて、(1) ⑤と同様な理由により、該当なしとして回答した事務局・事務所が多かった。
- ④ 5月19日(金)、国民年金事業室より、全社会保険事務局長に対し、すべての社会保険事務所において免除等の勧奨等に関し被保険者宛に送付した書類の提出を要請した。
- ⑤ 5月24日(水)、事実を的確に把握せず、その後においても、この問題に対する意識が不十分であったとして、大阪社会保険事務局長を更迭するとともに、国民年金事業室において、全社会保険事務局長に対し、申請書の提出を待たずに免除等の手続を行っていないか、再々度の調査を電話等により実施した。
- ⑥ この結果、京都等の社会保険事務局と同様の事例がある旨、三重社会保険事務局から報告があった。兵庫、佐賀及び沖縄の各社会保険事務局からは、被保険者に対し電話等により意思確認を行った上で、申請書を社会保険事務所の職員が代筆して手続を行っている事例がある旨の報告があった。

- ⑦ 5月26日(金)、不適正な手続きを主導し、事実と異なる報告を行ったとして、三重社会保険事務局長を更迭した。

(3) 全事務局長、事務所長からの確認書の提出と第1次調査報告書の公表

- ① 5月25日(木)に、各社会保険事務局長に対し、平成17年度の国民年金保険料の免除及び若年者納付猶予に係る勧奨から決定通知までの一連の事務処理の状況について、社会保険事務所ごとに調査させ、承認までの流れと件数について、
- a 適正な処理を行ったもの、
 - b 申請書がないにもかかわらず承認したもの、
 - c 電話により申請意思を確認して申請書を職員が代筆して承認したもの、
 - d 承認の処理を先行させて事後に申請書を受領したもの
- に区分して、「免除等確認書」により、全ての事務所長から、記名押印の上、文書で提出させ、5月27日(土)の全国社会保険事務局長会議に事務局長が持参、提出するよう指示した。
- ② 5月27日(土)、厚生労働大臣出席の下、全国社会保険事務局長会議を緊急開催し、業務遂行の際の法令厳守を徹底するとともに、会議終了後、本庁の次長、部長、課室長が分担して、全事務局長に対し、個別にヒアリングを行った。その際、不明な点は、ただちに事務局、事務所に待機させた社会保険事務所長その他の職員に確認させるなど、28日(日)の深夜にかけて、詳細かつ徹底した調査を行った。
- ③ 5月29日(月)、「国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第1次調査報告書」をとりまとめ、同日、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の第11回会議で公表した。
- 第1次調査報告書では、312事務所中の100事務所（該当事務所がある事務局は26事務局）において、「類型(1)：申請意思を確認しないまま承認」又は「類型(2)：電話等により意思確認を行って承認」の不適正な事務処理が判明し、その件数は11万3,975件となった。
- ④ 5月30日(火)、不適正な手続きを主導し、適切な内容の報告を行わなかつたとして、静岡社会保険事務局長を更迭した。

(4) 再度の確認書の提出と第2次調査報告書の公表

- ① 緊急に実施した第1次調査の報告後も、事務局・事務所から追加の報告があったことや、6月9日(金)から(5)の本庁による全件調査を行うこととしたことから、それに先だって、あらかじめ精査するため、全国の社会保険事務局長及び社会保険事務所長に対し、6月8日(木)までに、再度の調査を行って確認書を提出することを求めた。

② その結果を、6月13日(火)に第2次調査報告書として公表し、312事務所中の110事務所(該当事務所がある事務局は29事務局)において、第1次調査報告書の類型(1)及び類型(2)の不適正な事務処理が判明し、その件数は19万3,136件となった。

(5) 申請書の全件調査の実施と結果の公表

① 第1次調査報告書、第2次調査報告書の基となった事務局長及び事務所長の確認書は、いわば自己申告として提出されたものであることから、6月9日(金)から6月19日(月)までの日程で、本庁の社会保険指導官その他の職員を中心に、社会保険事務局の地方社会保険監察官(自らの都道府県の調査には加わらない)を加えた249名により、47班の調査チームを編成し、「申請書の全件調査」を行った。

② 具体的には、平成17年7月から平成18年4月末までに承認処理された申請免除及び若年者納付猶予のうち、平成17年度分の免除等処理(承認期間が平成17年7月分以降のもの)についての承認分の全件約327万件を対象に、

- a 申請書の有無の確認 — 申請書と確認リスト(社会保険業務センターで作成した免除等処理結果リスト)とを突合してチェック
- b 所得要件確認のための市町村経由の確認 — 個々の申請書について、所得要件確認のために市町村を経由した記録がないもの(市町村の証明印がない等)をチェック
- c 申請書の代筆の有無の確認 — 個々の申請書について、筆跡が酷似し、職員による代筆作成が疑われるものをチェック
- d 申請書の本人押印の確認 — 代筆作成した申請書であって押印のあるものについて、押印の具体的な時期・処理方法を関係者から聴取を実施した。

③ その結果については、7月6日(木)に、「国民年金保険料の免除等の申請書に関する全件調査結果」として公表した。

なお、第1次及び第2次調査報告書では、平成16年度分に該当する平成17年4月から6月までの分についても調査報告を行っていることから、全件調査結果でも、当該期間分についても、事務局からの報告による補充調査を行って公表した。

その結果、7事務所の該当が増え(1事務所が、第2次調査報告書の事案Cであることが判明したことにより、差し引き6事務所の増)、その結果、116事務所(該当事務所がある事務局は31事務局)において、第1次調査報告書の類型(1)又は類型(2)の不適正な事務処理が判明し、その件数は、22万2,587件となった。(うち、平成17年度分は、16万4,245件)

(6) 不適正事案の詳細調査等

(5) の全件調査に併せて、不適正な事務処理の発案から実行に至る具体的な経緯等について明らかにするために、

- a 社会保険事務局長、事務所長から、6月10日(土)までに、「報告書」を記名押印の上で提出を求め、ヒアリングを行うとともに、
- b 社会保険事務局、事務所の全職員（非常勤職員や退職者を含めた約2万8千人）に対して、6月12日(月)までに、「申告書」を記名押印及び封入封緘して提出を求め、

これらを突合、分析し、整合しない点は、更に文書等による追加調査を行った。

この詳細調査の結果は、本報告書のIの2から7Bまでのとおりである。

また、本庁職員に対する調査とも突合等を行い、その結果は、本報告書のIの7Cのとおりである。

(7) これまでの5回の調査の対象範囲の拡大の経緯

①調査結果の該当事務所数と件数の経緯

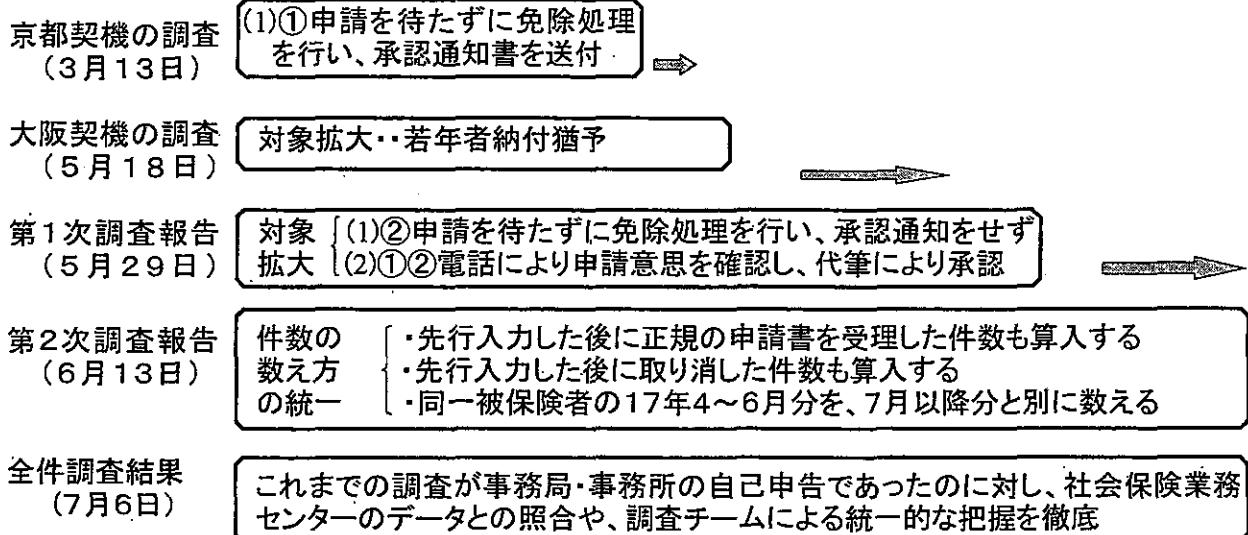
これまで、調査の回を重ねるたびに、不適正処理を行った事務所数や、不適正処理の件数が拡大してきた。その経緯は、以下のとおりである。

	事務所数	事務局数	件 数
3月13日調査	4	1(京都)	16, 159件
5月18日調査	23	4(大阪、東京、長崎)	55, 276件
第1次調査結果	100	26	113, 975件
第2次調査結果	110	29	193, 136件
全件調査結果	116	31	222, 587件 (うち17年度分164, 245件)

※17年度分とは、承認期間が17年7月～18年6月であるもの。

②調査対象の範囲の拡大

この該当事務所数や件数の増加には、以下のように、事案の内容の多様さが明らかになるに従って、調査対象の範囲を拡大してきたことも、その一因となっている。



- ③ 第2次調査報告書で増加した不適正処理の件数79,161件のうち、新たに該当した10事務所に係る件数は5,162件であり、また、全件調査で新たに増加した29,451件のうち、新たに判明した7事務所に係る件数は2,739件である。

このほかは、

- ・先行入力した後に正規の申請書を受理した件数も算入する、
- ・先行入力した後に取り消した件数も算入する、
- ・同一被保険者の4～6月分の承認件数を7月以降分と別に数える

など、件数の数え方を統一したことにより、件数が増えたものが大きな部分を占めている。

- ④ これに加え、徹底解明が必要であるとの本庁の意図が十分に理解されず、不適正事例なしと答えれば、それ以上調査が及ぶことはないであろうと安易に考えていた事務局・事務所もあったものと考えざるを得ない。

(8) 本庁への報告に当たって調査怠慢又は虚偽報告があったもの

不適正処理が実施された事務所116か所及びこれを管轄する事務局31か所のうち、全件調査に先立つ累次の調査において、

- ①意図的に事実と異なる報告をし、又は必要な報告を行わなかつたものが、4事務局及び14事務所
- ②調査に必要な措置を講じなかつたなど職責を適切に果たさなかつたものが、2事務局及び29事務所であった。

このうち、第2次調査報告書で新たに申告のあった10事務所及び全件調査において不適正処理が新たに判明した7事務所の事案について適切な報告が遅れた原因は、以下のとおりである。

①第2次調査報告書で新たに申告のあった10事務所

事務所名 及び類型	発覚の経緯	適切な報告が遅れた理由
苫小牧事務所 (北海道) 類型(1)② 326件	5月31日に事務所課長から報告があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所課長は最大限申請書の提出を受け、残余を取り消すとの認識であった。 ・事務所長は承知していなかった。
石巻事務所 (宮城) 類型(1)② 702件	5月下旬に、免除の決裁件数と事業状況報告書の免除件数が不一致のため、調査していたところ、6月5日に事務所課長の机の中から入力リストが発見された。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事務所長は、5月26日に事務所課長から報告を受けたが、申請書を取りきるよう指示して事務局には報告せず、課長も28日に体調不良で入院した。6月1日には人事異動となつたが、新所長には引き継がなかつた。 ・現事務所長は承知していなかった。
所沢事務所 (埼玉) 類型(1)② 1,926件	事務局と事務所との協議の結果、6月9日に、不適正な処理として報告された。	<ul style="list-style-type: none"> ・3月の調査では、事務処理誤りとして事務局長が本庁に報告した。第1次調査報告時の調査でも、事務局長が不適正な処理は0件と報告した。 ・事務所長及び事務局長は承知していた。
幕張事務所 (千葉) 類型(1)② 167件	5月30日に事務所長から報告があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・3月の調査時には、前事務所長が、先行入力分は既に取り消しており該当しないとの認識から、報告しなかつた。 ・その後の調査に対しては、現所長が、前所長の認識を踏襲し、報告しなかつた。 ・事務局長は承知していなかった。
日本橋事務所 (東京) 類型(2)① 18件	5月26日に、申請書の内容点検を行った際に、筆跡が似た申請書が発見され、事務所次長から当人が代筆したとの申出があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所次長が独断で実施したため、当人の申出があるまで事務所長は承知していなかった。 ・事案を承知した事務所長は、事務所職員全体の信頼を失うことが悔しく、報告の時機を逸し、第1次調査報告時に報告しなかつた。
八王子事務所 (東京) 類型(2)① 66件	6月5日付けの本庁指示による調査を実施していた際に、事務所担当職員から報告があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事務所長の了承を得て実施されているが、現事務所長は承知していなかった。 ・事務局長も6月8日に事務所長から報告を受けるまで承知していなかった。

浜田事務所 (島根) 類型(1)① 4件	6月6日に免除申請書の点検によって発見された。	<ul style="list-style-type: none"> 事業主を通じて本人のサイン等を受ける予定で作成した免除申請書が、書類管理の不備により、サイン等を受けないまま誤って処理された事務処理誤りであり、事務所課長、担当者ともに、誤って処理された認識がなかったため、発見及び報告が遅れた。 事務所長も承知していなかった。
武雄事務所 (佐賀) 類型(2)② 394件	6月6日に事務所課長から報告があった。	<ul style="list-style-type: none"> 事務所課長は、行政サービスの一環として許される範囲であって違法ではないと認識しており、調査に対して不適切な処理はない旨回答していた。 事務所長は承知していなかった。
コザ事務所 (沖縄) 類型(2)① 4,276件	6月1日に、不適正との認識を持つに至った事務所長から報告があった。	<ul style="list-style-type: none"> 5月26日に事務所課長から報告を受けた現事務所長は、不適正処理の実施を指示した前事務所長の助言を踏まえ、追って受理する申請書の事前提出と考え、適正な処理として事務局課長に報告していた。 事務局長は承知していなかった。

(注) 第2次調査報告書で一旦追加された新居浜事務所(愛媛)は、既に海外帰国している外国人についての事案であったため、その後、類型分類上、その他の不適正処理事案(E)(38ページ参照)に移した。

②全件調査において新たに判明した7事務所

事務所名 及び類型	発覚の経緯	適切な報告が遅れた理由
北見事務所 (北海道) 類型(2)① 27件	6月16日に事務所担当者から報告があった。	<ul style="list-style-type: none"> 事務所担当者は不適正との認識がなかった。 事務所長は承知していなかった。
前橋事務所 (群馬) 類型(1)② 114件	6月14日に事務所課長から報告があった。	<ul style="list-style-type: none"> 事務所課長が前事務所長の指示を受けて実施したもので、現事務所長は承知していなかった。
横浜西事務所 (神奈川) 類型(1)② 1,087件	6月7日に行った事務局による前事務所長の事情聴取により判明した。	<ul style="list-style-type: none"> 前事務所長が事務所業務次長等の賛同が得られず自ら入力処理を行ったもので、現事務所長は承知していなかった。
竜王事務所 (山梨) 類型(1)② 985件	6月12日に事務所課長及び職員1名から申出があった。	<ul style="list-style-type: none"> 事務所課長ら2名のみで不適正処理を実施したもので、事務所長は承知していなかった。

伊那事務所 (長野) 類型(2)① 55件	全件調査の調査班から、不適正処理を実施した旨の申告書の提出者があつたとの指摘があり、事務局で再調査した結果、6月12日に判明した。	<ul style="list-style-type: none"> 事務所長の提案・指示により実施したもので、事務所長の指示により仕事をした職員が処分の対象になることは避けたかったことから、事務所長の判断で報告がなされなかった。 事務局長は承知していなかった。
島田事務所 (静岡) 類型(1)② 464件	全件調査におけるデータ突合により、6月15日に判明した。	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の了解の下で進めており、平成18年1月に事務所から事務局に対し実施の報告がなされていた。本庁調査に対する報告について、事務所から事務局に確認したところ、先行入力はしたが、入力と同月内の6日後に取消処理しているため、報告の必要はないと事務局が判断した。
八代事務所 (熊本) 類型(2)② 7件	6月15日、全件調査において、それまで否定していた事務所職員が独断で実施していたことが判明した。	<ul style="list-style-type: none"> 事務所としては、電話による意思確認を行わない方針を決定しており、事務所長は承知していなかった。

(9) 申請免除等に対する本庁の認識

① 社会保険庁では、平成17年春には、業務改革のための法令改正事項の検討を行っている。この中で、年金受給権の確保のためにも、一定の所得以下であれば、申請がなくても申請全額免除を自動的に認めるいわゆる職権免除ができるようにする法律改正の可能性があるかどうか、本省の年金局とともに検討し、社会保険方式をとる国民年金制度の下ではその制度化は困難との結論に至っており、その代わりに、免除要件に該当している場合には、初回の申請の際に希望する旨を記載すれば、翌年度以降、新たな申請を要さずに適用を延長する継続免除の制度を設けることとなった。

このため、職権免除が現行法では不可能であることは、本庁の幹部職員及び関係職員の間では、共通認識となっていた。

② そこで、平成17年7月に長官が愛媛事務局を訪問した際や、10月に長官が沖縄事務局を訪問した際に、事務局側から、免除該当者に対する職権免除を行うことができないかとの要望が出されたが、長官はその場で認められない旨を回答している。また、その後、国民年金事業室の室長補佐も、沖縄事務局に対して、違法であるから行わないようにと連絡している。

③ 本庁においては、そのような認識をしていたことから、今般の事務処理は明確な法令違反であり、実際にそのような処理を行う事務局・事務所が出てくるとは想像していなかった。このため、平成17年11月に収納対策の強化を事務局・事務所に指示した際にも、不適正処理という安易な方法をとる事務局・事務所が生じるとは想定せず、また、平成18年2月に京都の事案が明らかとなった際も、特定の事務局で限定的に発生した不適正行為と認識し、調査の初期の段階において、本庁が事案の多様性と全国的な広がりを想定した調査に至らなかった。

(10) 本庁の対応の問題点

① 調査開始以前の段階における問題点

今般の事案は、2月10日に本庁の統計リストに京都事務局管内の免除の取消数値が急激に増加した異常値がみられたことを端緒として調査を行い、判明したものであるが、調査開始以前の段階については、以下のような問題点があった。

- ア. 平成17年11月、12月頃から多くの事務局・事務所で同時多発的に不適正処理に着手し、先行例の情報を基に、後発の事務局や事務所が実施している例もある中で、事務局や事務所の間で流布していたと考えられる情報を、本庁が的確に捉えることができなかつたこと、
- イ. 平成17年7月に長官が愛媛事務局を訪問した際や、10月に長官が沖縄事務局を訪問した際に、事務局側から、免除該当者に対する職権免除を行うことができないかとの要望が出され、長官がその場で認められない旨を回答した経緯があるが、その段階で、その情報を全ての事務局・事務所に提供していなかつたこと、

② 初期の調査過程における問題点

初期の調査過程における本庁の対応には、次のような問題点があった。

- ア. また、京都の事案を契機とした3月13日の調査においては、(9)③にあるような意識もあり、事案の多様性と全国的な広がりを想定した調査に至らず、短期間で、事務局長にメールで調査依頼をするという簡便な方法にとどまり、徹底した調査にならなかつたこと、
- イ. さらに、この調査により、6事務局から京都と同様の事例ではないが電話等で申請者の意思を確認して手続を行っている事例の報告があり、聞き取り調査が行われたものの、(1)⑤(26ページ)にあるように、3月中に申請書を取りきるとの確約を得たとして、徹底した調査が行われなかつたこと、
- ウ. 3月13日のメールによる調査により、埼玉事務局から所沢事務所の事案が報告されたが、事務処理誤りであるとの報告を十分に精査しなかつたことにより、埼玉事務局管内の不適正処理の事案について、徹底した調査が行われるに至らなかつたこと、

③ これらの問題点については、本庁において、問題を常に正確に把握し、早期対処を図ろうとする組織としての鋭敏な意識と洞察力が不足していたことにより生じたものと反省されるものであり、今般の事案を踏まえて、改めて、組織としての危機管理対応の在り方について職員間で十分に認識の共有を図ることとする。

9. 是正措置の状況

(1) 本人の申請意思を確認しないまま承認手続を行った不適正処理類型(1)については、本人による申請に基づくことを定めた国民年金法に明確に違反することから、無効である。

このため、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、既に取り消したものや、事後的に本人の申請書の提出があったものを除き、取消処理を行い、改めて免除等の申請書を提出していただくようお願いした。

(2) 電話等により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行った不適正処理類型(2)については、「申請書には、記名押印又は自ら署名しなければならない」と定めている国民年金法施行規則第79条の手続に違反する不適正処理であることから、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、申請取消の意思が明確となった方を除き、承認を取り消すことはせず、改めて申請書を提出していただくこととした。

なお、本人から改めて申請書を提出していただく場合には、できる限り本人の負担にならないよう、社会保険事務所の職員が自宅を訪問したり、ターンアラウンド方式等により実施した。

(3) これらのは是正措置の平成18年7月31日現在での実施状況は、次のとおりである。

		①不適正処理の件数	②申請書受理件数	③申請意思なし確認件数 (納付約束又は手続拒否)	④進捗率 $\frac{\text{②+③}}{\text{①}}$
(1) 申請意思を確認しないまま承認	①承認通知をしたもの	97,915件	29,740件	1,078件	31.5%
	②承認通知をしていないもの	91,577件	44,641件	1,202件	50.1%
(2) 電話等により意思確認を行って承認	①代行意思確認の事蹟が無い	21,707件	16,413件	304件	77.0%
	②代行意思確認の事蹟が有る	11,388件	10,259件	78件	90.8%
合 計		222,587件	101,053件	2,662件	46.6%

(4) 今後の取扱いは、以下のとおりである。

- ① 申請意思を確認しないまま承認手続をした不適正処理類型(1)の被保険者は、もともと不在がちで接触が難しい方々であるので、訪問しても接触できない方多く、進捗率は高くな。

平成17年度分の免除等の申請期限は、平成18年7月末まで（別添1参照）であるので、手続期間を特例として10月末まで延長して、承認が無効となった方は、引き続き、申請書の提出の意思があるかどうかの確認を進める。ただし、時間帯を変えて複数回の戸別訪問及び電話を行っても、意思の確認ができない場合には、文書により無効であることの通知を行う。

- ② 電話等により意思確認をした不適正処理類型(2)の処理を行った被保険者は、申請意思が確認できていることから、本人の自署又は記名押印による申請書が現時点で未提出であっても、申請取消の意思が明確となつた方を除き、承認を取り消すことはせず、平成18年8月以降であっても、一定期間は、当初の代筆した申請書の申請日での自署又は記名押印による申請書の提出をお願いしていく。

II その他の事案についての調査結果

1. 事案の概要及び件数

- (1) 国民年金保険料の免除等に係るその他の不適正な事務処理や、納付率引上げのためと疑われるその他の不適正な事務処理について調査を行った結果は、以下のとおりである。

不適正処理の内容	事務所数、事務局数、件数	事務手続上の問題点及び対応
(A) 資格喪失事由が無いにもかかわらず資格喪失処理を行つたもの	4事務局 4事務所 3, 108件	・国民年金法に反する行為であり、無効 ・処理を取消
(B) 法律で規定された範囲を超えて遡及免除を行つたもの	12事務局 37事務所 34, 063件	・国民年金法の適用を誤った行為
(C) 職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの (第2次調査報告書の事案A)	2事務局 2事務所 43件	・件数は、類型(1)又は(2)に含まれている案件であり、事務手続上の問題点及び対応は、これらと同じ

(D) 全額免除、半額免除又は若年者猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの (第2次調査報告書の事案B)	28事務局 99事務所 15, 550件	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の審査希望項目の補正を行う上で不備があった事案 改めて申請者個々人に意思確認をした上で、異なる取扱いを希望する方には、承認内容を修正 <p>※半額免除の希望を全額免除又は若年者納付猶予とした場合を除き、申請者の申請意思は推察される。</p>
うち、半額免除の希望でありながら、全額免除又は若年者納付猶予としたもの	20事務局 89事務所 743件	
(E) 前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの (第2次調査報告書の事案C)	4事務局 5事務所 138件	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法に反する行為であり、無効 既に取消処理を行った
(F) 個々人の申請意思を確認しないまま半額免除の承認手続を行ったもの	5事務局 6事務所 833件	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法に反する行為であり、無効 既に取消処理を行った
(G) 電話等により、個々人の申請意思を確認して、半額免除の承認手続を行ったもの	14事務局 30事務所 1, 218件	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法施行規則に定める手続に違反 改めて申請書を提出していただく
(H) 学生納付特例において、申請者が学生であることの確認を行っていないことが明らかであるもの	8事務局 17事務所 905件	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法施行規則に定める手續に違反 改めて確認を行い、学生でなければ処理を取消
(I) 不在者登録処理を行う必要のない者に対して納付率引上げのために不在者登録処理を行ったもの	30事務局 132事務所 104, 777件	<ul style="list-style-type: none"> 不適正な事務処理 処理を取消
(J) 免除等申請に係る所得基準の審査を誤ったもの	37事務局 200事務所 2, 261件	<ul style="list-style-type: none"> 重大な事務処理誤り 処理を変更 今後、事故防止のため、OCR処理のみで行うこと徹底する。

(2) これらの不適正な事務処理の事案については、対象となった方に個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、事案に応じて、改めて申請書の提出をしていただく等の適切な対応を行う。

(3) このほか、国民年金保険料の徴収権が時効消滅している期間に係る保険料を収納し、又は納付記録を追加した事例について、現在、オンライン通信履歴の記録等をもとに、調査を行っているところである。

なお、平成17年7月に東京事務局の管内の1事務所及び平成18年1月に愛知事務局の管内の1事務所において、それぞれ国民年金推進員が架空の免除申請書を作成した事例が判明しているが、これらは、今回の一連の事案と異なり、当該国民年金推進員個人により行われたものである。

2. 事案の内容の詳細

(A) 不適正な資格喪失処理

国民年金法第9条では、被保険者が、①死亡したとき、②日本国内に住所を有しなくなったとき、③60歳に達したとき、等に被保険者の資格を喪失すると定めている。

今般、この事由以外に、今後保険料を納付しても年金受給権が発生しない長期未納者等に、これ以上の保険料の督促をしないためなどとして、法律に規定する事由が無いにもかかわらず、資格喪失処理を行ったものが判明した。

4事務局の4事務所で3,108件が行われたが、このうち、3事務所では事務所長も承知していた。なお、いずれも事務局長は承知していなかった。

(B) 不適正な遡及免除

従来、申請日の属する月の前月以降の月分について、免除が承認される仕組みであったものが、平成17年4月の制度改正以降は、申請日の属する月の前の7月まで遡ることができるようになった。

しかしながら、法律の施行が平成17年4月であることから、平成17年5月以降に申請日があるものについては、平成17年4月までしか遡及できないところ、一部の事務局・事務所では、入力処理を行う際に、申請年月日を被保険者から申請を受け付けた年月より前の年月で入力処理をすることにより、法律の適用を誤って、平成17年3月以前に遡って承認していた。

12事務局の37事務所で34,063件が行われたが、このうち、17事務所では事務所長も承知していた。また、2事務局では事務局長も承知しており、事務局が事務所に対して誤った指導をしていた。

(C) 職員による押印

不適正処理類型（1）又は（2）の処理が行われた際に、職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたものがあった。

2事務局の2事務所（高崎事務所（群馬）及び宇和島事務所（愛媛））で合計43件発生したが、担当課長又は担当者が行ったものである。

(D) 希望項目以外の処理をしたもの

免除等の申請書は、全額免除、半額免除、若年者納付猶予のうち審査を希望する項目に○印を付ける様式であり、

- ・通常、全額免除を希望しているのであれば、全額を払えないという意思であることから、全額免除の審査基準に該当しない場合には、半額免除や若年者納付猶予を希望しないとは考えられず、
- ・また、若年者納付猶予を希望しているのであれば、今は払えないという意思であることから、若年者納付猶予の審査基準に該当しない場合には、全額免除や半額免除を希望しないとは考えられず（全額免除や半額免除でも、若年者納付猶予と同様に10年間追納できる。）。

従って、本来は、電話等で本人の意思を確認しておくべきであり、申請書の審査希望項目の補正を行うまでの不備があった事案であるが、本人の申請意思が推察されるものである。

ただし、半額免除のみの申請にもかかわらず、全額免除や若年者納付猶予の処理を行った場合は、

- ・納付率対策として処理したと考えられること
- ・保険料の半額は納付したいという本人の希望であり、必ずしも全額免除や若年者納付猶予の意思が推察されないこと

から、不適正処理である。

なお、平成18年7月からは、希望する項目に○印を付ける方式から、希望しない項目を×印等で抹消する方式の様式に改めたことから、今後は、このような不備は生じない。

本人の意思が推察されない不適正処理は、20事務局の89事務所で743件が行われたが、このうち、21事務所では事務所長も承知していた。なお、いずれも事務局長は承知していなかった。

(E) 帰国した外国人の不適正な免除処理

前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもののが発生した。

4事務局の5事務所で138件が発生したが、このうち、1事務所では事務所長も承知していた。なお、いずれも事務局長は承知していなかった。

(F) (G) 不適正な半額免除

それぞれ不適正処理類型(1)又は(2)と同様のものを半額免除について行ったものである。

ただし、半額免除は、納付率の分母から除かれないと、不適正な分母対策として行われたものではなく、不適正処理類型(1)又は(2)を行う過程で、併せて発生したものである。

(H) 不適正な学生納付特例

学生納付特例の申請に当たっては、国民年金法施行規則第77条の4第2項に規定する書類（申請者が学生であることを明らかにできる書類）等を添えて申請書を市町村又は社会保険事務所の窓口に提出することとされているが、学生寮に入寮しているというだけで承認したものなど、申請者が学生であることの確認を行っていないことが明らかなものがあることが判明した。

8事務局の17事務所で905件が行われたが、このうち、13事務所では事務所長も承知していた。また、2事務局では事務局長も承知していた。

(I) 不適正な不在者登録処理

不在者登録処理とは、国民年金の1号又は3号被保険者であって、「住民基本台帳法第34条に規定する調査等により市区町村の職権で住民票が消除された者」及び「住所異動に際し、転出届を提出したが3ヶ月を経過しても転入届を出さなかつた者」について、不在被保険者として登録処理して、記録管理を行っているが、このほか、納付書等の郵便物が送達不能となる等の契機で、戸別訪問等を行った結果、居所不明が判明したものについても、不在者登録処理を行っている。

この処理については、納付書等の郵便物が送達不能となった場合等の調査が必ずしも十分とは言えない場合があり、今後、事務処理の基準の統一化、明確化を図ることとしているが、このほか、不在者登録処理を行う必要のない者に対して、納付率引上げのために不在者登録処理を行ったものとして、

ア. 60歳まで保険料を納付しても年金権が発生しない未納者である者を不在者としたもの

イ. 保険料が長期間未納である者を不在者としたもの

ウ. 外国人である保険料未納者を不在者としたもの

エ. 免除・納付猶予・学生納付特例申請者で審査未了である者を不在者としたもの

オ. 納付率引上げのために不在該当年月日を変更したもの

があることが明らかとなつた。

30事務局の132事務所で104,777件が行われたが、このうち、88事務所では事務所長も承知していた。また、3事務局では事務局長も承知していた。

(J) 免除等の所得審査誤り

免除及び納付猶予の申請に係る所得の審査は、平成14年度から、原則として、機械審査（専用用紙に所得額や被扶養者の数等を転記して光学式文字読取装置（OCR）で読み取り、電算機で判定）となっている。

何らかの理由により、目視審査をした上で、判定結果を窓口装置から入力する事務処理を行う場合には、複数の者による審査内容の確認が行われなければならないが、チェック体制が不十分であった等のために、審査誤りが発生した。

37事務局の200事務所で、2,261件が発生した。これらは、担当者の審査誤りであるが、チェック体制が不十分であったために、見逃してしまったものであるから、事務所長には、管理上の責任がある。

また、事故防止のため、今後、OCR処理のみで行うことを徹底する。

3. その他

一連の調査の中では、上記のほか、次のような適切とは言えない事務処理が行われている事務所があることが判明した。

これらの事案については、本人から申請書が提出されているなど、処分の効力に直ちに影響が及ぶものではないが、事務処理の方法として適切とは言えないものであることから、今後、適切な事務処理を徹底するための措置を講ずることとする。

① 申請区分などに記載漏れのある申請書について、承認手続を行ったもの

提出された申請書に記載漏れがあった場合には、当該記載漏れのある事項について、本人に確認を行うなど補正を行った上で、補正を行った事実を事蹟として残しておくことが適切なことから、今後は、通達によりそのような取扱いを徹底することとする。

② 社会保険事務所で受理した申請書について、市町村に回付して所得証明を受ける前に入力処理を行ったが、その後、市町村の所得証明を受けた時点で、改めて入力処理をやり直したもの

入力処理の手順としては、市町村の所得証明を受けた後に行うことが適切であることから、今後は、通達によりそのような取扱いを徹底することとする。

③ 所得未申告者（申告すべき所得がないこと等から税務申告を行っていない者）について、申請書に本人等からの所得申立書の添付がないまま免除又は猶予の承認手続を行ったもの

法令上は、市町村からの所得証明が得られない所得未申告者についての取扱いは規定されていない。これに関連する通知はなく、所得申立書の添付が事務連絡において記載されているが、今後は、所得未申告者に係る取扱いについて十分な徹底を図るために、通達の発出等の措置を講ずることとする。

④ 失業を理由とする免除の申請書が提出され、承認手続を行ったものについて、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」等の公的な書類により事実の確認を行った旨の事蹟が残されていないもの

「失業を事由とする申請免除に係る要件審査の取扱いについて」（平成15年3月31日府保険発第16号社会保険庁運営部年金保険課長通知）において、失業を理由とした免除の申請があった場合には、失業の事実について、「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職者票」等の書類により離職の事実及び離職年月日を確認すればよいこととしており、実際に当該書類の写しの添付までは求めていない。しかしながら、当該書類により事実を確認したことの事蹟を残しておくことが適切なことから、今後は、通達によりそのような取扱いを徹底することとする。

III 今般の事案発生の構造的背景と再発防止策

1. 今般の事案発生の構造的背景

平成16年8月以来、長官を本部長とする社会保険庁改革推進本部を設置し、また、内閣官房長官や厚生労働大臣の下の有識者会議、国会や与党など、各方面からの御指摘をいただきながら、社会保険庁改革を進めてきた。

今般の事案は、これまでに社会保険庁としても自ら認識し、また、外部からも指摘を受けてきた以下のような社会保険庁の構造的背景が要因となっており、これらを社会保険庁改革の中では正しようとしている中で生じたものである。

(1) 事務局・事務所の問題

① 法令遵守（コンプライアンス）意識等の不足

今般の事案発生の第一義的な要因としては、職員の法令遵守（コンプライアンス）意識の不足が挙げられる。今般の事案では、法令違反の認識が乏しい例が多く、本人の申請・請求に基づいて行う等の法律上の原則や、オンラインシステムのデータの保護の重要性等についての認識の不足が背景にある。

また、国民の共助の仕組みである社会保険については、国民一人一人に対して、制度の意義・役割を丁寧に説明し、その理解と納得があって成り立つものであり、今般の事案は、こうした社会保険の基本についての認識不足も一因となっている。

② 地方事務官制に由来する組織としての一体性とガバナンスの不足

社会保険事務所等の職員は、昭和22年の地方自治法制定以来、平成12年に至るまで、国が任命する国家公務員であるが都道府県知事が指揮監督するという地方事務官であった。このため、各都道府県ごとに閉鎖的な人事が行われ、一体性に欠いた組織であったところであり、こうした組織体質が、平成12年以降も十分に解消されずにガバナンスの不足した組織であったことが、今般の事案の背景にある。

③ 独自の判断による事務処理を行う組織風土

今般の事案は、事務所長に相談しないで職員が独断で行った例、事務局に相談しないで事務所が独断で行った例、本庁に相談しないで事務局が独断で行った例、さらには上司や上位組織から行わないようにと指示されながらも実施してしまった例など、独自の判断で独自の事務処理を行う中で、法令等に定める手続を逸脱したものであり、独自の判断による事務処理を認めてきた組織風土が背景にある。

(2) 本庁の問題

① 業務の標準化・統一化が不十分

本庁は、業務運営の枠組みは定めるが、細部は各都道府県事務局ごとの裁量に委ねがちであり、執行状況の把握も不十分であった。また、これまで十分な業務マニュアルが無く、現場からの問い合わせにも回答が遅かったり、応答事例の蓄積・整理がなされていないという状況もあり、今回の事案発生の背景となっている。

これらは、地方事務官制に由来する問題であるが、平成12年以降もこうした組織としての一体性やガバナンスを確保するための取組が遅れたことに問題がある。

② チェックシステムの不備

現在の社会保険庁の事務処理においては、適用・徴収・給付・相談等の業務の多くは、社会保険オンラインシステムにおいて行われているが、現行のシステムにおいては、処理権限の特定化や入力監視を十分に行えるシステムになっていない。

また、監査部門も、違反を摘発する監察よりも、指導のチェックポイントに従つて行う指導に重点が置かれていた。

さらには、現在のチェックシステムは、個人が行う不正を組織内で相互牽制することを想定したものであり、今回のように組織的に行ったものには有効に機能しなかった。

③ 本庁によるガバナンス体制の不足

社会保険庁の組織は、約300名の本庁内部部局、約600名の社会保険業務センター、47カ所約3,700名の社会保険事務局、312カ所約1万2,800名の社会保険事務所となっている。全国統一的な業務企画、業務管理を行うべき中央組織（本庁内部部局）が小さい一方、中間組織（社会保険事務局）が大きく、ばらばらに業務企画、業務管理を行っている偏った構造となっている。

ガバナンスを図る上での体制が不十分である上、ガバナンスを確保するために必要な組織内での業務執行ルールが徹底されていなかったことから、今般の事案では、

地方での不適正な事務処理について本庁が早期に把握できる可能性のあった端緒情報が、本庁の担当者レベルでとどまり、幹部職員や他の職員へ共有されず、その結果、的確な判断を下して未然防止や拡大防止を図ることができなかつた。

④ 人事政策と人材教育の不足

事務所長に大きな執行権限を与えてゐるにもかかわらず、これまで、十分な能力と識見、リーダーシップを持つ人材の育成と登用ができていなかつた。また、事務局長等の事務局幹部職員についても、組織・業務の管理能力が不足する者があつたと言わざるを得ない。

このような中で、地道な取組を効果的に行い、納付率の向上を実現した事務局・事務所もある一方で、幹部職員が安易に不適正な事務処理を主導した事務局・事務所が明らかとなつたところであり、地方の幹部職員の能力と識見、リーダーシップにより、大きな差異が生じている。

また、これまでの社会保険事務所では、厚生年金・政管健保の運営に重点が置かれ、現在の社会保険事務所長の中には、国民年金の業務に直接携わった経験が無く、担当職員に任せがちという所長もあり、所長が知らされることなく、又は事後的な了解により、国民年金担当課長等の下で不適正な事務処理が行われた事務所も散見された。

なお、不適正な事務処理を行わなかつた事務所の中には、そもそも収納対策に積極的に取り組まなかつた事務所もあり、事案が発生しなかつたことのみをもって評価されるものでもない。

また、これまで、人事ローテーションや昇格と合わせたきめ細かな研修等の人材育成の体系が無く、制度の法的な意義や適正な手続とともに、電磁的記録の重要性や取扱いについて職員に徹底する研修も不十分であった。

2. 再発防止策

平成16年8月以来の社会保険庁改革により、130項目の改革プログラムを進めつつあつたが、その途上において、今回の事案は発生した。

もとより、改革プログラムに基づく社会保険オンラインシステムの刷新、業務マニュアルの策定、業務の標準化、監査体制の強化、コンプライアンスやガバナンスの強化などの取組が完成に至つていれば、このような事案の発生は回避できたと考えられるところであり、今後、今般の事案発生も踏まえた上で、こうした業務改革や職員の意識改革を更に進めていくことが必要である。

具体的には、

- ①法令に基づいて業務を行う「法令遵守の意識の徹底」
 - ②統一的で詳細な業務マニュアルや情報共有のシステム等を整備し、事務局・事務所が独自の判断による事務処理を行わないようにする「業務の標準化・統一化の徹底」
 - ③異常な入力記録について監視するためのシステムの開発、免除等申請書の入力等の共同事務センターへの完全集約（受付と入力処理の分離）、窓口装置からの直接入力の原則禁止など「事務処理のシステム的なチェック機能の整備」
 - ④外部人材の登用、不適正処理の是正を重視する監察方式の実施など「監察部門の機能強化」
 - ⑤地方社会保険事務局のブロック化や本庁の体制強化など「ガバナンスを強化するための組織改革」
 - ⑥地方組織の幹部職員に有能な職員を育成・選抜して広域人事で登用する「能力重視の広域人事等の断行」
- 等の対策を速やかに講じ、今般のような事案が二度と生じないようにする。

(1) 法令遵守（コンプライアンス）の意識の徹底

① これまでの取組

職員の法令遵守の意識の徹底については、これまでの社会保険庁における不祥事案の発生等を受けて、次のような対策を講じてきた。

- ア. 法令遵守委員会の設置（平成16年10月～）
- イ. 内部通報制度の実施（同上）
- ウ. 全職員に毎年1回以上の法令遵守研修の受講の義務づけ（公務員倫理、個人情報保護等）（平成17年2月～）
- エ. 庁内各組織ごとの法令遵守推進者の設置（同上）

② 今後の取組

今般の事案にかんがみ、以下のような実効性のある取組を進めていく。

- ア. 外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口の設置（平成18年6月14日～）
- イ. 本庁に置かれた法令遵守委員会の調査範囲の拡大（外部からの通報、事件・事故・事務処理誤り等）（7月1日～）
- ウ. 各地方社会保険事務局への法令遵守委員会の設置（同上）
- エ. 社会保険大学校におけるすべての職務階層別研修や業務別研修、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修において、職員一人一人に対し、社会保険の業務の基本は何かということを改めて徹底させつつ、公務員倫理等の一般的な法令遵守のみならず、社会保険業務に即したきめ細やかな法令遵守研修の充実を図る。

(2) 業務の標準化・統一化の徹底

① これまでの取組

社会保険庁の改革プログラムにおいて、業務の標準化・統一化を推進することとしており、各種様式類の統一化、業務全般のマニュアル整備に着手し、平成18年10月から、基本的な業務マニュアルの運用を開始する予定で作業を進めてきたところである。

② 今後の取組

今後、さらに、現場からの積極的な意見や提案を求めながら、業務の標準化・統一化を図る以下の取組を迅速に進める。

- ア. 業務マニュアルの精緻化や改良を進めるとともに、全職員が隨時、検索や閲覧ができる情報システム化を進め、各事務所ごとに異なっている事務処理方法の全国標準化・統一化を徹底する。
- イ. 現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式とし、現場独自の裁量の余地をできる限り小さくしていく。
- ウ. 各種の国民向けのパンフレット、チラシ等についても、全国統一化を図るとともに、地方独自の作成が必要な場合の本庁によるチェック体制を整備する。
- エ. 社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を速やかに策定し、実施する。
- オ. 本人確認の方法や在り方について検討した上で、インターネットや電話による申請の受付など、被保険者の利便性に考慮した新しい事務処理方式による申請について検討する。

(3) 事務処理のシステム的なチェック機能の整備

① これまでの取組

社会保険オンラインシステムについては、平成16年度に刷新可能性調査を行い、平成17年度末に、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」をとりまとめ、平成18年度から22年度までの5か年をかけて、基礎年金番号管理システム及び記録管理システムの全面的な刷新を行うこととし、平成18年度は、その準備工程及び基本設計の工程の段階にある。

刷新システムは、平成22年度末の稼働予定であり、その段階では、次のようなシステムとすることとしている。

- ア. 入力業務は集約事務センターに集中する。
- イ. スキャナ一装置等により仮入力した上で、決裁権限を有する者のみが決裁入力を行えることとし、決裁権限についてもリスクに応じて設定する。
- ウ. 監察部門への調査・分析データの提供を可能とするシステムとする。

② 今後の取組

- ア. 社会保険オンラインシステムの刷新には5年を要することから、コスト面にも留意しつつ、現行システムにおいても、入力処理履歴から社会保険事務所ごとの特定の入力記録を抽出し、統計的に整理し、異常な数値について監視できるようにするためのシステムを早急に開発し、チェックを行う。
- イ. 国民年金の免除等の申請書の入力等については、早期に、共同事務センターへの集約化を図り、受付と入力処理の分離を進めるとともに、OCR（光学式文字読取装置）による処理の必須化と、窓口装置からの直接入力の原則禁止を図り、今般の事案のような不適正処理が行えないようにする。

(4) 監察部門の機能強化

① これまでの取組

社会保険庁の業務監察部門は、本庁総務部サービス推進課社会保険指導室と、各社会保険事務局に置かれた地方社会保険監察官であるが、これまで、違反を摘発する監察よりも、指導のチェックポイントに従って行う指導に重点が置かれていた。

また、地方社会保険監察官は、各都道府県事務局ごとにその職員の中から任命されていることから、十分なチェック機能を果たしづらい面がある。

このため、これまでの社会保険庁改革では、まず、会計監査を強化するため、平成17年1月に、本庁経理課に監査指導室を新設し、専任の会計監査官を置くとともに、監査指導室長には厚生労働本省の出身の人材を配置した。

また、平成20年10月からの年金新組織では、特別監査官及び特別監査官補佐を置いて、外部の専門人材を登用して、独立性の高い監査部門を設けることとした。

② 今後の取組

- ア. 外部の専門人材を登用した特別監査官及び特別監査官補佐を、先行して、平成18年度中に設置する。
- イ. 地方社会保険監察官を、平成18年10月を目途に、本庁併任とした上でプロック単位に集約化するとともに、地方社会保険監察官は、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監査を行う仕組みとする。
- ウ. あらかじめ予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換を図る。

(5) ガバナンスを強化するための組織改革

① これまでの取組

全国統一的な業務企画、業務管理を行うべき中央組織（本庁内部部局）が小さい一方、中間組織（社会保険事務局）が大きく、ばらばらに業務企画、業務管理を行っている偏った構造を是正するため、次のような取組を進めているところである。

ア. 平成20年10月に設置予定の「ねんきん事業機構」では、社会保険事務局をブロック単位の「地方年金局」に集約し、

- ・本庁が47の中間組織を管理する現状よりも、その数を減らすことにより、全国統一的な管理が行き届きやすくするとともに、
- ・地方年金局を、本庁のガバナンス機能の一部を担う組織とする。

イ. 事務局をスリム化することにより、人員の一部を本庁に振り向け、

- ・内部部局の経営企画・事務企画部門の強化
- ・業務センターのシステム部門の強化

を図る。（平成18年度の定員配置でも一部見直しに着手）

ウ. 現場の声を反映しつつガバナンスの強化を図るため、内部改善提案制度など、全庁LANの掲示板で、現場職員から直接に改善提案の投稿や、本庁による回答を行う仕組みを整備（平成16年10月～）

エ. 国民からの苦情や事件事故について、本庁に集約して分析の上、地方へ情報提供する仕組みの整備（平成16年10月から順次拡大）

② 今後の取組

ア. 不適正事務処理等の端緒情報を、担当者レベルから速やかに幹部職員や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務遂行ルールを明確化し、徹底する。

イ. 現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析した上で地方に改善方策を徹底させる機能を強化する。

ウ. 事務局をスリム化する一方で、現場経験のある優秀な職員を登用しつつ、全国統一的な業務管理、業務企画を行えるよう、本庁の体制を強化する。

(6) 能力重視の広域人事等の断行

① これまでの取組

社会保険庁改革の一環として、平成17年度から、ブロック単位の広域的な人事異動や、本庁と地方との間での人事異動の拡大を図ってきた。

また、各省庁共通の取組に先行して、社会保険庁では、独自に、目標管理を組み込

んだ実績評価と能力評価からなる新たな人事評価制度を構築し、平成17年10月から一定職以上で試行し、平成18年4月より、一定職以上は、給与や任用に反映させる本格実施に移行するとともに、その他の全職員にも試行を開始している。平成19年4月からは、全職員について本格実施に移り、実績と能力に応じた適材適所の人事や人材育成に活用することとしている。

さらに、平成20年10月に発足予定の年金新組織においては、都道府県単位の事務局を廃止して、ブロック単位の地方年金局を設けることにより、ブロック単位の広域人事に完全移行することとしている。

② 今後の取組

社会保険庁の人事の方法を抜本的に改め、以下の基本方針による「新たな人事政策」を実施する。

- ア. 事務局・事務所の幹部の人事については、これまで、事務局の推薦に基づいて、本庁が調整してきたが、本庁主導の人事に移行する。
- イ. 年功序列や地域の事情にかかわらず、能力本位で、広域的な人事を行う。
- ウ. 業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた職員については、年次にとらわれず、幹部職員等に積極的に登用する。
- エ. 社会保険事務局長等の事務局幹部職員の任用については、全国的視野に立った事業運営を行い、事業実績の向上や改革の推進に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用する。また、幹部職員の育成という観点から、高い実務能力や専門性を備えさせたため、若いうちから第一線での配置等を行う。
- オ. 社会保険事務所長等の任用については、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視して行うものとする。
- カ. 社会保険事務所長等の地方幹部職員について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間の人材の登用を検討する。
- キ. 社会保険事務所における責任役職を明確にし、重要な決裁権限をその職にある者に限定するとともに、その任に適した人材を任命する。
- ク. 幅広い知見を備えた有能な管理職を育成し、登用するための計画的な人事ローテーションや、昇格と合わせた研修制度を実施する。
- ケ. 社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて試験を行い、その成績を任用に活用する。

IV むすび

(1) 社会保険庁としては、度重なる不祥事案の発生が、国民の信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、その深甚なる反省に立って、国民生活の安定を図る上で不可欠な社会保険事業を適切かつ確実に実施していくことができるよう、社会保険庁の抜本的な改革を断行する決意を示し、業務改革、意識改革及び組織改革に取り組んできた。

これまで、内閣官房長官や厚生労働大臣の下の有識者会議、国会、与党など、各方面からの御指摘をいただきながら、130項目の改革プログラムに取り組み、職員の間にもお客様志向の意識が浸透し始め、平成20年度には社会保険庁を廃止して年金事業に特化した「ねんきん事業機構」を設置する法案も国会に提出した。

このような中で、法令等に反する事務処理が各地で行われていたことが明らかになったことは、誠に遺憾であり、今回の事態を深く反省するとともに、心からお詫びを申し上げる。

今後、このような事態を二度と生じさせることのないようにするためにも、関係職員に対し早期に厳正な処分を行うとともに、各般にわたる再発防止のための取組に迅速に着手する。

(2) また、所得階層に応じた収納対策を行い、負担能力のある未納者には、強制徴収も含めた強力な納付督促を行う一方、将来の年金権の確保のため、免除等基準に該当する未納者には、免除等手続を勧奨するなどの業務の基本方針は堅持すべきものと考えており、改めて現場職員の志気を高めながら、一層強力に取り組んでまいりたい。

一方、納付率の目標については、今後とも、収納対策を推進していく上での指標として設定することが必要であるが、現在の納付率は保険料の納付や免除など収納対策全般に係る効果を一つの数値で表すものであり、この結果、保険料の収納のための適正な努力を重ねて納付率実績を挙げた事務所・事務局と、免除等の増加により分母が減少した結果により率が増大した事務所・事務局の差異が明確とならず、このような中で、今回の「不適正処理による分母減らし」を行った事務局・事務所も生じた。

こうした点も踏まえ、今後、目標の具体的な在り方については、例えば、収納実績（分子の変動要因）と免除等実績（分母の変動要因）とを切り離してそれぞれを適切に評価しつつ、その上で率についても評価する方法、個々の事務局・事務所ごとの目標の設定の方法、現年度分・過年度分の保険料の収納目標の在り方などについて、早急に検討することとする。

その際には、年金制度は国民一人一人のためのものであるという基本的な視点に立って、どこまでが可能で何が困難であるのか、課題や目標は何であるのか等、取組の実情をできる限り国民に明らかにし、認識を共有しながら対策を推進することとする。

(3) 今後、職員一丸となって、業務改革、意識改革及び組織改革を一層進めるなど、不退転の決意により、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

免除等の制度及び事務処理の概要

1. 要件と効果

申請全額免除及び若年者納付猶予の要件と効果は、次のとおりである。

	全額免除	若年者納付猶予
要件	対象者 年齢制限なし	30歳未満
	所得基準 年57万円 + 扶養親族の数 × 35万円	
	所得の審査の範囲 申請者本人のほか、配偶者、世帯主の所得も審査	申請者本人と配偶者の所得を審査
効果	資格期間への算入 いわゆるカラ期間として、受給資格期間に算入 ※免除又は猶予の期間中に障害となった場合でも、障害基礎年金の受給権が原則として確保できる。 ※老齢基礎年金の受給資格が生じるには、保険料納付済み期間及び免除又は猶予等の期間が、25年以上必要。	
	追納 10年内は追納可能（通常の滞納では2年で時効） ※承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は、金利相当分の加算額が上乗せ	
	給付額への影響 追納がなくても、国庫負担相当分（現在は1/3）を支給	追納がなければ、国庫負担相当分の支給なし

2. 申請主義

国民年金法第90条第1項等で、免除等は被保険者等からの申請によるとされている。また、同法施行規則第77条第1項等において、免除等は申請書を社会保険事務所長あて（申請の受理は、通常は市町村長）に提出することとされている。このため、本人の申請なしに承認した事務処理は、法律に違反する不適正な事務処理であり、無効となる。

3. 申請書への自署又は記名押印

申請については、国民年金法施行規則第79条において、「申請書には、記名押印又は自ら署名しなければならない」と定めている。このため、電話等で本人の申請意思を確認して、職員が代筆した事務処理は、申請者の署名又は記名押印を欠くことから、施行規則に定める手続に違反する事務処理である。

4. 承認期間

申請免除及び納付猶予は、前年（1月～12月）の所得を基準に審査しているが、前年の所得が確定するのが6月であることから、7月から翌年6月までを当年度分の承認期間として、承認する仕組みとなっている。この場合、7月1日から翌年7月末までの間、いつでも申請することができ、いつ申請しても、必要と認められれば、当該7月分まで遡及して承認される取り扱いとなっている。

※平成17年4月1日施行の制度改革以前は、申請日の属する月の前月分から次の6月分までの期間に限って承認される取り扱いとなっていた。

※平成17年4月1日に制度改革があったことから、平成17年4月分から6月分までに限っては、平成17年7月以降分と併せて、平成18年7月末までの間に、申請できることとされている。

平成15年1月
～12月の所得

平成16年1月
～12月の所得

→
平成17年4月
～6月分

平成17年7月～平成18年
6月分の保険料の免除等

平成18年7月まで申請可能

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
群馬	1 前橋		114			114
	2 桐生			70	65	135
	3 高崎					
	4 渋川					
	5 太田					
埼玉	1 浦和		6,297	296	15	6,608
	2 熊谷		567	19		586
	3 川越			16	70	86
	4 大宮		2,400	1	15	2,416
	5 春日部		1,544			1,544
	6 秩父					
	7 所沢		1,926			1,926
千葉	1 千葉	659			441	1,100
	2 船橋					
	3 木更津					
	4 佐原	417		160	74	651
	5 松戸	82			14	96
	6 幕張		167			167
東京	1 鶴町					
	2 神田					
	3 港本			18		18
	4 京橋					
	5 上野					
	6 文京					
	7 足立					
	8 江戸川					
	9 墨田		2,114			2,114
	10 戸田					
	11 葛飾					
	12 板橋					
	13 池袋					
	14 新宿					
	15 杉並					
	16 渋谷					
	17 世田谷					
	18 品川					
	19 蒲田					
	20 立川					
	21 武蔵野					
	22 大森					
	23 八王子			66		66
	24 練馬					
	25 目黒					
	26 荒川					
	27 北					
	28 中野	123				123
	29 府中					
神奈川	1 鶴見					
	2 横浜中					
	3 横浜南					
	4 港北					
	5 横浜西		1,087			1,087
	6 川崎					
	7 平塚					
	8 相模原					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
神奈川	9 小田原					
	10 横須賀					
	11 高津					
	12 厚木					
	13 藤沢					
新潟	1 新潟	612	1,548	123	2,283	
	2 長岡					
	3 上越				108	108
	4 三条					
	5 新発田					
	6 柏崎				32	32
	7 新潟					
	8 八日町					
富山	1 富山					
	2 高岡					
	3 魚津					
	4 銀山					
石川	1 金沢	5				
	2 七尾					
	3 小松					
	4 金沢					
福井	1 福井					
	2 敦賀					
	3 武生					
山梨	1 甲府					
	2 大月					
	3 竜王	985				985
長野	1 長野		102			102
	2 鹿谷					
	3 飯田					
	4 松本					
	5 小諸			55		55
	6 伊那			15		15
	7 長野					
岐阜	1 岐阜				72	72
	2 多治見					
	3 大垣	742		607		1,349
	4 高山					
	5 富農加茂				228	228
	6 岐阜					
静岡	1 静岡	5,993	34			6,027
	2 浜松	840	2	286		1,128
	3 浜松	2,293	265	27		2,585
	4 沼津	886	2,688	55		3,629
	5 島田	464				464
	6 富士					
	7 清水					
	8 三島	3,857	107	51		4,015
	9 川掛	795	60			855
愛知	1 大曾根		334			334
	2 鶴舞		75			75
	3 笠寺		90	107		197
	4 中村					
	5 熱田		199	295		494
	6 昭和		117	151		268
	7 名古屋北		18	2		20
	8 名古屋西					

都道府県	社会保険事務所	(1) 申請意思を確認しないまま承認		(2) 電話等により意思確認を行って承認		合計
		① 承認通知が有る	② 承認通知が無い	①代行意思確認事蹟が無い	②代行意思確認事蹟が有る	
佐賀	1 佐賀			57	1,239	1,296
	2 唐津				394	394
	3 武雄					
長崎	1 長崎南					
	2 長崎北	3,059				3,059
	3 佐世保					
	4 諫早	3,824	864			4,688
熊本	1 熊本東				34	34
	2 熊本西			1,460	450	1,910
	3 八代				7	7
	4 本渡				146	146
	5 玉名				35	35
大分	1 大分					
	2 別府					
	3 佐伯					
	4 日田					
宮崎	1 宮崎					
	2 延岡					
	3 都城					
	4 高鍋					
鹿児島	1 鹿児島南					
	2 川内					
	3 鹿屋	1,377				1,377
	4 奄美大島					
	5 鹿児島北					
	6 加治木					
沖縄	1 那覇		14,720			14,720
	2 古座			4,276		4,276
	3 名護			602		602
	4 平良					
	5 石垣			344		344
	6 浦添	1,713	290	257		2,260

都道府県	社会保険事務所	(1)申請意思を確認しないまま承認				(2)電話等により意思確認を行って承認				事務所長の主導、追認等	適正処理		
		事務所の実行形態			事務局職員により、又は事務局職員の応援を得て実行	事務所の実行形態							
		幹部が職員に実行を指示	幹部が自ら実行	担当職員の判断で実行		幹部が職員に実行を指示	幹部が自ら実行	担当職員の判断で実行	事務局職員により、又は事務局職員の応援を得て実行				
栃木	1 宇都宮西 2 栃木 3 大田原 4 今市 5 宇都宮東										○		
群馬	1 前橋 2 桐生 3 高崎 4 渋川 5 太田	○			○		○				○		
埼玉	1 浦和 2 熊谷 3 川越 4 大宮 5 春日部 6 秩父 7 所沢	○			○	○	○		○ ○		○		
千葉	1 千葉 2 船橋 3 木更津 4 佐原 5 松戸 6 幕張	○			○	○	○			○	○		
東京	1 麻町 2 神田 3 港 4 日本橋 5 京橋 6 上野 7 文京 8 足立 9 江東 10 江戸川 11 墨田 12 葛飾 13 板橋 14 池袋 15 新宿 16 杉並 17 渋谷 18 世田谷 19 品川 20 蒲田 21 立川 22 武蔵野 23 大森 24 八王子 25 練馬 26 目黒 27 荒川 28 北 29 中野 30 府中					○					○		

国民年金保険料の免除等に係る事後処理の状況

(別添7)

(平成18年7月31日現在)

都道府県	合 計			
	①不適正処理件数	②申請書受理	③申請意思なし確認	進捗率 ②+③ ①
全 国	222,587	101,053	2,662	(46.60%)
1 北 海 道	353	258	26	(80.45%)
2 青 森	3,558	1,550	233	(50.11%)
3 岩 手				
4 宮 城	702	642	60	(100.00%)
5 秋 田	127	110	17	(100.00%)
6 山 形				
7 福 島	963	955		(99.17%)
8 茨 城	2,682	2,632	28	(99.18%)
9 栃 木				
10 群 馬	249	227	4	(92.77%)
11 埼 玉	13,166	5,337	43	(40.86%)
12 千 葉	2,014	1,428	48	(73.29%)
13 東 京	2,321	1,092	13	(47.61%)
14 神 奈 川	1,087	109		(10.03%)
15 新 潟	2,423	1,721	7	(71.32%)
16 富 山				
17 石 川				
18 福 井				
19 山 梨	985	710	242	(96.65%)
20 長 野	172	172		(100.00%)
21 岐 阜	1,649	1,118	42	(70.35%)
22 静 岡	18,703	7,739	299	(42.98%)
23 愛 知	1,652	1,272	25	(78.51%)
24 三 重	15,259	5,416	225	(36.97%)
25 滋 賀	268	249	7	(95.52%)
26 京 都	17,021	10,109	62	(59.76%)
27 大 阪	81,348	18,995	741	(24.26%)
28 兵 庫	12,381	6,332	135	(52.23%)
29 奈 良	329	217	55	(82.67%)
30 和 歌 山				
31 鳥 取				
32 島 根	4			(0.00%)
33 岡 山				
34 広 島				
35 山 口				
36 徳 島				
37 香 川				
38 愛 媛	7,044	3,057	57	(44.21%)
39 高 知	979	895	11	(92.54%)
40 福 岡				
41 佐 賀	1,690	1,668	3	(98.88%)
42 長 崎	7,747	5,535	29	(71.82%)
43 熊 本	2,132	1,627	31	(77.77%)
44 大 分				
45 宮 崎				
46 鹿 児 島	1,377	1,136	39	(85.33%)
47 沖 縄	22,202	18,745	180	(85.24%)

(注) その他の不適正処理の内容

記号	不適正処理の内容
(A)	資格喪失事由が無いにもかかわらず資格喪失処理を行ったもの
(B)	法律で規定された範囲を超えて遡及免除を行ったもの
(C)	職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの (※第2次調査報告書の事案A)
(D)	全額免除、半額免除又は若年者納付猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの (※第2次調査報告書の事案B)
(E)	前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの (※第2次調査報告書の事案C)
(F)	個々人の申請意思を確認しないまま半額免除の承認手続を行ったもの (※全件調査結果の別添4)
(G)	電話等により、個々人の申請意思を確認して、半額免除の承認手続を行つたもの (※全件調査結果の別添4)
(H)	学生納付特例において、申請者が学生であるとの確認を行っていないことが明らかであるもの
(I)	不在者登録処理を行う必要のない者に対して納付率引上げのために不在者登録処理を行つたもの
(J)	免除等申請に係る所得基準の審査を誤つたもの

都道府県	社会保険事務所		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
佐賀	1	佐賀				239			33	23	306	6
	2	唐津									126	11
	3	武雄							11		63	2
長崎	1	長崎	南				77				2,633	13
	2	長崎	北								112	2
	3	佐世保									447	
	4	諫早									756	37
熊本	1	熊本	東			3			1		65	1
	2	熊本	西	3,773		1,211			184	196	278	51
	3	八代							4		132	109
	4	本渡							1		38	2
	5	玉名							10		27	20
大分	1	大分	分									7
	2	別府										10
	3	佐伯										5
	4	日田										2
宮崎	1	宮崎										1
	2	延岡										5
	3	都城										
	4	高鍋										6
鹿児島	1	鹿児島	南	31		13					83	1
	2	川内		309		124					49	3
	3	鹿屋		177		111			49		62	18
	4	奄美大島				336						12
	5	鹿児島	北	3,575								14
	6	加治木		827		52						2
沖縄	1	那覇		150								3
	2	コザ		2,415		99					679	14
	3	名護										152
	4	平良					11					
	5	石垣										
	6	浦添		570		1,183			39	89	1,546	46

※ Iの件数は概数である。